

平成24年11月22日（木曜日）第4回定例会

○出席議員（17名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
8番	工藤吉雄	議員	9番	杉沼孝司	議員
10番	辻登代子	議員	11番	荒木春吉	議員
12番	木村寿太郎	議員	13番	新宮征一	議員
14番	佐藤良一	議員	15番	内藤明	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	嶋田俊廣	議員			

○欠席議員（1名）

7番 沖津一博 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会 会長	犬飼一好	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局局長
菅野英行	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	安彦浩	市民生活課長
富澤三弥	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
小野秀夫	農林課長(併) 農業委員会 事務局局長	宮川徹	商工振興課長
安孫子政一	情報観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	横山一郎	会計管理者 (兼)会計課長
丹野敏幸	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	工藤恒雄	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
大泉辰也	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
佐藤利美	総務 主査	兼子亘	総務 係長

議事日程第3号

第4回定例会

平成24年11月22日(木曜日)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再

開

午前9時30分

○高橋勝文議長 ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、7番沖津一博議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

○高橋勝文議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成24年11月22日(木)

(第4回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
13	多目的水面広場の整備について	(1) 市民の反応や要望について (2) アクセス道路と施設整備について (3) 多目的水面広場のPRについて	6番 國井輝明	市長
14	カヌー競技の普及について	(1) カヌー競技の普及方策について (2) 選手育成の環境整備について		教育長
15	住宅建築推進事業補助金制度の存続について	(1) これまでの事業実績と課題について (2) 経済波及効果と市内事業者の反応について	3番 遠藤智与子	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
16	今年度の克雪対策について	(3) 県の取り組みと連動して今後とも市の事業を推進していくことについて (1) 空き家対策を前進させることについて (2) 高齢世帯の除排雪支援について		市長
17	市民墓地（園）について	市民から要望のある低廉な墓地の提供について	11番 荒木春吉	市長
18	市政全般について	(1) 私道整備補助金交付制度の充実について (2) 市公共事業整備優先順位審査会の実施状況と課題について (3) 当局における市政全体の総括的把握体制の必要性について (4) 入札制度の改善について	16番 川越孝男	市長
19	市政一般について 市立病院の改革について	(1) 次期市長選挙に臨む具体的なマニフェストについて (2) 兵庫県小野市の入札制度改善における成果について 市立病院アクションプランにおける病院経営という視点での課題について	15番 内藤明	市長 市長

國井輝明議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号13番、14番について、6番國井輝明議員。

○國井輝明議員 朝一番の質問というのは私自身久しぶりでありまして、大変緊張しつつも非常に気持ちよく質問を張り切ってさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

私は、新政クラブの一員として通告している課題について、順次簡潔に質問をさせていただきたいと思っております。

最上川緑地は、地域のスポーツ・レクリエーションの拠点として2002年度から整備が進めてこられました。全体面積は19.7ヘクタールで、このうち多目的芝生広場は両翼100メートルのグラウンド、1周400メートルの陸上トラックとサッカー場などがあります。多目的水面広場は全長600メートルで、幅110メートル、深さ1.5メートルから2.0メートルで、カヌーのスプリント競技では全長500メートルのコースを9レーン確保できる全国に誇れる施設となっております。

これから多目的水面広場に関しまして、私が気になっている点や思いなども含めまして質問させ

ていただきたいと思ひます。

カヌースプリント競技の国際規格に対応した多目的水面広場が9月にオープンして、来春が全面オープンということですが、9月のオープンということで、これまで市民や地区民の反応また要望等々は出ていないのか、まずこの点に関しまして質問させていただきます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

ただいま國井議員から最上川寒河江緑地について御質問をいただきましたが、御案内のとおり母なる川最上川の豊かな自然を生かしながら市民の憩いの場と健全な心身を育むということで、人に優しい河川空間づくりと地域のスポーツ・レクリエーションの活動の拠点施設として平成14年度から整備を進めてまいりまして、本年度で整備が完了する、事業が完了するというところであります。

特に、多目的水面広場を中心としてカヌーの普及あるいは競技人口の増加、そして市民の皆さんのみならず県内外の皆さんから御利用いただいて交流人口を図っていく、拡大をしていくということで、来春の本格的な運用に向けて鋭意準備を進めているところでございます。

今議会の冒頭でも報告させていただきましたが、9月23日に多目的水面広場の工事完成に合わせて竣工式とオープニングのイベントとして、日本カヌー連盟主催のカヌー体験研修会を開催させていただきましたが、募集と同時に多数の応募がございまして、最終的には85名の方々から参加をいただきました。多くの市民の方々も含めて、関心を持っていただいているというふうに思っているところであります。

また、先般新聞にも載りましたけれども、11月11日には東日本のコンクリートカヌー大会というものが行われております。利用者の皆さんの感想では、安全性それから安心感があるということで大変好評を得たというふうに思っているところであります。

御質問は、施設の利用に関して御意見や御要望はないかということでありまして、現在のところ特にはまだ出ておりません。今後、利用者の皆さんあるいは関係各位などから御意見、御要望をお聞きしたいというふうに思ひますし、そういった御要望などがあれば速やかに対応して、施設の有効利用を図っていききたいというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。

現段階では、まだ要望といいますか、まだ声は来ていませんというようなことでございますが、今、市長から答弁いただいた中で大変私も興味深く聞いたのがカヌー教室開催に85名の応募があった。また、東日本コンクリートカヌー大会を開いて、利用者からも大変すばらしい施設だというような御意見があったというようなことで、大変私はうれしく思っております。

この水面広場に関しまして、私はすごく期待をしている、交流人の増加を図れる施設だというふうに思っているものですので、大変うれしい声だなというふうに思っております。

質問を移らせていただきます。

ここ、多目的水面広場は、先ほどから私も申しあげていますが、全国に誇れる施設だというふうに思っております。寒河江市でも今後はカヌーの盛んなまちになるのではないかなというふうに思っております。

これまでの議会でも何度か皆様の質問で聞いておりますと、将来的に多目的水面広場でカヌーの

大会を開催していきたいという考えをお持ちだということでもありますので、私もオープンセレモニーに参加したときにいろいろと感じたことで、来春の全面オープンに合わせて案内標識、わかりにくいというようなどころもありますし、案内標識の増加とかふやしたり、アクセス道路を早目に整備すべきではないかというふうに思いますが、その点に関しましてはどのようにお考えでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 案内板の設置についてでありますけれども、既にこの最上川寒河江緑地の入り口の部分には設置をしているわけでありまして、県道との交差点部分あるいは112号線からの長崎橋付近にも設置を検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

また、アクセス道路でありますけれども、先ほど申しましたけれども県道皿沼河北線、産業通りですね。皿沼地内から市道皿沼島線を利用したアクセスというものを予定しているわけでありまして、県道交差点部の改良、それから現道の拡幅などを計画しております。今年度は、路線と用地の調査を実施しております、来年度の完成に向けて事業を実施してまいりたいというふうに考えております。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 来年度全面オープンということですから、これから整備するんだということで質問する私も悪いのかもしれませんが、早急に整備を進めていただければというふうに思っております。

先ほど申しあげましたが、9月のオープニングセレモニーのときのカヌー教室の状況等々を見させていただきまして感じたことで、小さなお子さんや障がいをお持ちの方もそのカヌーに乗りおりにしていたわけですが、現段階ではちょっと高低差が、水面との高さ、段差ができていたということ、これも来春に合わせて整備していただければというふうに思っておりますが、段差が大変ありますので苦労している点もありますので、こうした乗りおりをしやすいように整備すべきだというふうに思っておりますので、そういった意味で棧橋を整備すべきではないかなというふうに思っておりますが、この点に関しましてはどのようにお考えなのかお尋ねさせていただきます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 水面広場でのカヌーの乗りおりというのは、この間の研修会などでも実際に行われているわけでありまして、ゴール付近の両側に2カ所設置した、木製デッキというものを設置しておりますけれども、そこで行っていただくということにしているわけでありまして、先ほど國井議員御指摘のとおり、それは競技用としてつくられているわけでありまして、体験研修会などのときには、例えば子供さんとかあるいは障がいを持っておられる方などについては大変段差があるということで、実際にはそのデッキ付近の1段低いところで乗艇をしていたということであるようでございますが、今後カヌー教室など初心者の方でありますとか、子供さんとかいろんな方が御利用いただくということも想定しておりますので、利用者の皆さんの御意見なども伺いしながら、例えば浮棧橋などの整備についても検討していく必要があるというふうに考えております。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 整備を考えてくださっているということでもあります。

私がちょっとお話を伺った中では、例えば大会を開催したときに、9月のオープニングセレモニーに行ったときは手前側で乗りおりにして、ゴール付近に2カ所ということでありましたが、例えば

大会を開催することを考えますと、大体選手の皆さん、カヌーの大会という150人から200名の方は東北だけでも集まるというお話を聞いておりますが、多分にして対岸側、別側に陣地を構えてそこから乗りおりすることも考えられるのかなというふうに思っています。ゴール側でなくてスタート付近側、そちらのほうにもできましたら、カヌーの関係者とも十分話をされまして、もし必要とあればそちらのほうの整備などもお願いできればなというふうに思っているところであります。

ちょっと話をがらっと変えて、カヌーのことでまちおこしができないのかなというふうにちょっと私は思っております。私も実際、視察で行ったわけではないですが、ネットを通じてなんです、全国でカヌーでまちおこしをして交流人口が大幅にふえたというようなまちも幾つかあります。この寒河江市でも、カヌーを通じてまちおこしができないのかなというふうに思っております。

近隣では、河北町や西川町以外でも朝日町などでもアクロバティックなカヌーということで、河川を利用してカヌー競技を行っているようであります。寒河江市独自でPRしていくのも大事だとは思いますが、西郡全体で協力してカヌーの魅力や多目的水面広場を全国にPRすることでイメージアップを図れるのではないかと。そして、西郡全体、そしてそれが寒河江の交流人口にもつながっていくのかなというふうに私は思っておりますが、そういった意味でこれまでPRという面でどのような取り組みをされたか。また、今後どのような売り込み方をするのか、お考えがありましたらお答えいただければというふうに思っております。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々のこの寒河江市のカヌー場、多目的水面広場の特徴というのは、河川からポンプアップして水面をつくるということでもありますから、天候に非常に左右されにくい、天候の影響を受けにくいということで、常時利用できる施設であるということ。それから、ある程度の水深も、それほど深くはないということでもありますから、初心者の人なども利用する人の安全性というものを確保できるということ。それから、市街地に近いということと、高速道路のインターチェンジに近いということでもありますから、非常に利用しやすいということが大きな特徴、他のカヌー場と違った特徴があるんだというふうに思っているところでありますので、そういった点をPRの材料にしながら来年の本格運用に向けていろいろまちおこしというものにもつなげていきたいというふうに考えているところであります。

御指摘のとおり、今後カヌーの各種大会の誘致ということも当然考えていくわけでもありますので、そういった面では広域的な利活用というものも視野に入れて、カヌー連盟等と密接な連携を図りながらそういった大会の招致、開催というものを目指していきたいなというふうに思います。

先ほど御指摘にありましたけれども、西郡全体はカヌー競技が盛んだというよりも、山形県のカヌーのメッカだというふうに私は思っておりますので、河北町さんそれから西川町さん、朝日町さんということで、さまざまな河川あるいはダム湖などを利用した施設があるわけでもありますので、それぞれの施設の特徴を、特性を生かしながら進めていく必要があるのではないかとというふうに思います。

そういった中で、寒河江のカヌー場については、先ほど申しましたけれども初心者のカヌー体験とかレジャーのカヌー大会などを行っていく施設としては最適なのではないか。そして、ある程度経験を積んだ人が河川でのレジャーカヌーを楽しんでもらうというようなことで、役割分担をしな

がら広域的な連携を図っていくということが必要であるし、それが寒河江のカヌー場のみならず西郡全体の各施設の有効利用、相乗効果も図っていけるのではないかというふうに考えているところでもあります。

○高橋勝文議長 国井議員。

○国井輝明議員 ありがとうございます。

PRということで、私個人で思うのは、例えばなんですが、これはちょっと言うては失礼かな。寒河江と東根、これはさくらんぼの話ですけれども、対立しているような話をよく聞くんですけれども、もう私の思いとしてはお互い協力しながら、自分のまちに呼ぶんだということではなくて、ここ西郡に呼ぶんだ、山形県に呼ぶんだというような協力体制というのが今後必要になってくるのかなと。正直な話、震災以降、東北にお客様、観光客というのも減ってきているとも私は思っております。そういった意味で、県全体で、ここはカヌーのことですから西郡全体で協力して、この山形県に全国から足を運んでもらえるような、カヌーのメッカというような言葉を市長は使われましてけれども、私もそのように思っております。全国でカヌーといえはこの山形県、競技人口でも大変多くて大変有名になっておりますので、そういった意味で足を運んでいただけるような協力体制というものを確立していただいて、何とかまちおこしにもつなげていただきたいというふうな思いを持っております。ありがとうございます。

これから、カヌーを始めて……。これは、ちょっと質問変わりますかね。教育委員長のほうになるかと思いますが、カヌー場が整備されたということで、今後來春のオープンに向けてカヌーを楽しんでいきたい、レジャー用のカヌーとか、先ほど市長の答弁でありましたが、ある程度練習を積まれた方は河川でゆったりとか、例えばワンステップ上のレーシングカヌーをやってみたいということも思って、そういったことで利用したいというふうに思っておりますけれども、現段階である程度、借りている形ではありますけれども、貸し出し用のカヌーの数が圧倒的に少ないということです。

最初の市長の答弁から、カヌー教室を開いたときに85名の応募があったということでありましたが、この辺のことを踏まえて、今後カヌーをやる人口というのはふえると思っておりますので、カヌー教室を開くにも圧倒的に貸し出し用のカヌーが少ないのではないのかなというふうに思っております。

そういった意味でもレジャー用のカヌー、またレーシング用のカヌーなども配備してはいかがかというふうに思いますが、この点はどのようにお考えなのかお尋ねさせていただきたいと思っております。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 おはようございます。

お答えをいたしたいと思っております。

国井議員の質問の中で、それから市長の答弁にもありましたように、このたびの多目的水面広場はカヌーを初めとするさまざまな水上スポーツが可能でありまして、特にカヌー競技については西川の月山湖とともにスプリントカヌーの公式競技ができるというふうな施設でございます。

カヌーといいましてもレクリエーションと、ただいまの競技用スポーツとしてのカヌーがあるわけでございますけれども、まず初めにお尋ねのありましたレジャー用のカヌーについてお答えしたいと思っておりますけれども、レクリエーションとしてのカヌーといいますのは、子供から大人まで自然の中で体験でき、生涯スポーツとしてはすばらしいスポーツであるというふうに私どもは考えてお

りまして、このため多くの市民の方が広くカヌーを体験し、楽しみ、普及するための環境整備の一つとしてレクリエーション用のカヌー艇の配備を検討しております。

一方、競技スポーツとしてのカヌーでございますけれども、スプリント、スラローム、ワイルドウォーター、ポロなどの競技種目があるわけですが、それに用いるカヌー艇につきましては、それぞれの競技に応じたものを使用するというふうになっておるようです。当然のことながら、スピードを競うために個人の体力や技術によって艇の使用が異なっているものでもあります。中学校や高等学校の部活動ですと練習用やあるいは大会用として艇を配備しているという状況はありますけれども、上級者や大学生以上のシニアクラスというふうな段階になりますと、競技団体や個人で自分たちに合ったものを準備すると、みずから準備するというふうになっているようでございます。

ただ、議員からもお話しありましたけれども、全国レベル、国体のような大会ですけれども、逆に条件を同じにするというような意味でカヌー艇の貸し出しが必須になっているようでございますので、市としましては当面、本市で全国レベルの大会が開催されるというような場合にあっては、カヌー協会とも御相談あるいは協力いたしまして、専門の業者からのリースということで対応することになるというふうに考えております。

以上です。

○高橋勝文議長 国井議員。

○国井輝明議員 貸し出し用のカヌーということでもしっかりと考えてくださっているということで、大変ありがたく思います。

今、教育委員長からもありましたとおり、全国大会となるとふだん選手の皆さんは自分のカヌーを持ってくるわけですが、遠くの方はなかなか運んでくるのが困難ということもありますので、リースで対応したいということですので、まずは私自身も安心しているところであります。

配備のことは、そういった条件が整いますと今後寒河江市で、先ほどから申しあげておりますけれども、カヌーを始めたいという人口もふえてくるのかなというふうに思っております。答弁の中で「生涯スポーツ」というような言葉もありましたが、ジュニアからシニアまで生涯スポーツとしてこれからカヌーを始めたいという方が今後ふえるのではないかなというふうに思っておりますが、こういった方々に、始めたいという方が手を挙げたときに受け入れてくれるような団体や指導者というのは、行政ではできる範囲はあるかと思っておりますけれども、そういった団体や指導者の確保というものに関しましては現在どのような状況なのか、お尋ねさせていただきます。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 お答えいたします。

この多目的水面広場の整備に当たりましては、これまでも県のカヌー協会あるいは寒河江高校、谷地高校等のカヌー一部の関係者からいろいろ御意見を伺いながら進めてまいったところであります。

完成後のカヌーの普及につきましても鋭意協議してきたところでありますけれども、ことしの3月ですけれども、市内在住のカヌー経験者を中心に「寒河江市カヌー協会」が設立、立ち上がったところであります。この協会の会員には、国体などで大いに活躍された方等すばらしい実績を有し、また指導者としてもすぐれた力量をお持ちであるという方々が多く参画しております。

また、市におきましてもことし5月、本年5月ですけれども採用されましたスポーツ指導員がおりまして、この方もカヌー競技で実績がありまして、日本体育協会公認の指導員資格を有している

というふうなことから、現在も関係団体との連絡あるいはコーディネーター的な役割といってもよしいかと思えますけれども、そういうふうなことで活躍いただいております。

今後、カヌー教室や各団体の指導を初めカヌーの普及拡大に向けて、ただいまの市カヌー協会と協議連携しながら、市としてもサポートしてまいりたいというふうに考えております。

○高橋勝文議長 国井議員。

○国井輝明議員 ただいまの答弁の中で、すぐれた指導者がいらっしゃる、そして人数も多くいらっしゃるということで、大変うれしく思います。

私も、実は、実はということではないですけれども、母校が谷地高等学校でありまして、カヌーが大変盛んな高校であります。私の同級生でも全国で優勝したというような方もおりまして、そういった方もぜひ寒河江のために指導に回ってもらえればなというふうに、私自身は期待しているところでもあります。

今、教育委員長から答弁いただいた方とダブるのかちょっと私はわかりませんが、私がこれまで伺った話では、カヌー教室を開催しますとまとまった人数で申し込みされるということが予想されるのでありますけれども、まず貸し出し用のカヌーも現段階ではなくて開催できなかったということですが、先ほどの御答弁だと今後は配備される、リースとかも考えられるということですのでその辺は解消できるかと思えますけれども、指導に当たる方、これまで今やっているそうなんです、ふだん仕事をしていて、指導に当たる際は土日の指導ということであるというふうなことも伺っております。まさに、ボランティアでしているというふうなお話をちょっと伺いましたけれども、こうした状況とかがあるというふうな話も伺っておりますけれども、こういったことも解消すべきではないかというふうに思っておりますけれども、この辺、何らかの支援といいますか、来春以降、話は変わるとは思うんですけれども、現段階で何かその辺の解消など、今後の支援というものはお考えなのかお尋ねさせていただきたいと思えます。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、レクリエーション用のカヌー艇についての配備は先ほど申しあげたとおりでありまして、それからカヌーの普及を目的ということで、現在市内小学校4年生から6年生を対象としてカヌー体験教室というふうなものを5年前から開催してきております。これまで、西川町のカヌー協会に指導者といいますか、講師をお願いしておりまして、西川の長沼を会場に実施してまいったところではありますが、今後はただいまの市のカヌー協会をお願いして、それも多目的の水面広場で実施していきたいというふうに考えております。

一方、これもただいま申しあげました市のカヌー協会のほうでは、試験的に数名の小学生を対象にカヌークラブを組織し、土日を中心に活動しているということをお伺いしております。恐らくお尋ねの件は、このカヌークラブの件だと思えますけれども、学校のカヌー体験教室、今度は水面広場で実施するというふうにお答えしましたけれども、このように市が主催あるいは企画運営するというふうなものが理想でございますけれども、カヌー協会で行っておりますような協会独自のクラブ活動につきましては、原則指導者の確保等も含め他のスポーツ団体と同様にこの協会、それぞれ団体の自主的運営に委ねるといいますか、お願いするというふうなことが相当であるというふうに現時点では考えております。

以上です。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 わかりました。

ほかの競技と同等にやはり考えなければいけないということですので、まず自主的にカヌーの普及、また競技力の向上ということで頑張ってくださいという人がいるということであれしくは思いますけれども、少し私なりに状況を見定めさせていただきまして、今後どのような状況になるのか見ていきたいというふうに思っております。

先ほど来、カヌー協会のお話も出ておりましたが、寒河江市ではカヌー競技の普及と振興を目的にカヌー協会が発足したというふうに思っておりますけれども、これからの課題というのは、小中学生や一般の方が競技に励むクラブ運営のあり方であるというふうなことも新聞記事等々で伺っております。現在、競技経験者3名が中心的な指導者となって、先ほどの答弁でもありましたけれども、小学校の生徒5名程度ですか、試験的に練習を始めているようでありますけれども、これからは競技力の向上を目指しジュニア層の育成をしていかなければいけないという観点から、クラブチームを早く創設して軌道に乗せることも重要というふうに思っておりますけれども、この件に関しましてはどのようにお考えなのかお尋ねさせていただきます。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 お答えいたします。

繰り返しになりますが、協会が運営しておりますこの小学生を対象としたカヌークラブについては、まずは今後の活動を見守ってまいりたいというふうには考えております。

市としましては、まずは冒頭申しあげましたけれども、お答えしましたように普及のための教室開催や練習に必要なカヌー艇の配備などのそういう環境整備が必要というふうに考えておるところであります。

今後、競技力向上のための環境整備につきましてもいろいろ研究し、検討してまいりたいというふうに現時点では考えてございます。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 わかりました。ありがとうございます。

今、質問したクラブチーム、今後の課題ということであると思っておりますけれども、そのクラブチームが軌道に乗った後は、その後は選手の受け入れ先というのが今後の課題になるのかなというふうに私なりに思っております。

先ほど申しあげましたが、私、母校が谷地高等学校なんですけれども、その学生のと時から西川町のカヌー部の生徒の活躍というのはよく耳にしたものでした。特に、西川町の私の同級生などは全国制覇したり、寒河江の人も全国制覇するということで大変優秀な選手がそろっているんだというふうに、私自身も身をもって感じているところであります。

数年前のお話になるんですけれども、お隣、河北町の中学校でカヌー部が新設されました。当時は、そのカヌー部というのが大変珍しいのかわかりませんが、48名の部員が集まったということでありまして、そのメンバーというのが実際カヌーを経験したことがある人かと思っておりますと、カヌーの未経験者だったと、カヌー経験がゼロだという生徒ばかりだというふうに伺いました。もうそれから創設して数年たっていますが、現在でもその部員というのが40名程度で推移していると。大変

人気のある部活なのかなというふうに思っておりますが、今ではそのカヌー部は全国で活躍する選手も育っているというような状況だそうです。

西郡全体で、高校で見ますと、寒河江高等学校と谷地高等学校にカヌー部がありますけれども、中学、高校でも競技ができる組織づくりを市でバックアップしていただければなというふうに思っております。そうした意味でも、本市でカヌーの競技力向上を図る上でも、中学校にカヌー部があることが望ましいのかなというふうに思っております。

まずは、クラブチームを軌道に乗せることが重要でありますので、その辺の条件整備等々いろいろあるかと思えますけれども、ぜひその辺も進めていただきながら、早い時期に中学校にもカヌー部というものを創設していただければというふうに思っておりますので、この点に関しましては要望させていただきたいというふうに思います。

先ほど来、市長の答弁の中で国体のお話が出ました。山形県の選手の皆さんで、山形県では多くのポイントを上げているのがカヌー競技であります。何より、この西村山地区の選手の皆さんが支えている結果だというふうに、誇れる結果だというふうに思っております。寒河江市では、多目的水面広場という全国に誇れる施設があります。そして、先ほど委員長からも答弁がありました優秀な指導者も多くおります。私は、この寒河江市から全国で活躍する選手を多く輩出してもらいたいと思っている一人であります。これまで、カヌー競技においては河北町さんと西川町さんからオリンピック選手が出ている、輩出しているというふうになっておりますけれども、近い将来ここ寒河江市からもオリンピック選手を輩出することは、正直夢ではないというふうに思っております。オリンピック選手を輩出することで、全国に寒河江市ということを大きくPRできるものというふうに思っております。

そうした意味も含めまして、先ほど市長にも質問させていただきましたが、寒河江市としてもカヌー競技においてアスリートを育てる環境整備をどんどん進めていくことで、オリンピック選手を輩出して、西郡全体でカヌーのスポーツをPRしていけるのかなというふうに思っておりますので、そういったまちおこしにもつながるものだというふうに思っております。オリンピック選手ができることイコール交流人口がふえるのではないかと、寒河江市というものに注目してもらえないのではないかとというふうに思っておりますので、そういった意味も含めまして、まちおこしということに関しましてもどのようにお考えなのか質問をさせていただきたいというふうに思っております。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 お答えをいたします。

今、お話しありましたように、特にカヌースプリント競技ですけれども、国体のいわば得点源といえますか、山形県にもたらしおけるわけで、しかもその中心が寒河江高校、谷地高校を初めとしますこの西村山の管内の選手が大いに活躍しているということで、国体における本県の主力競技でもあり、そういう意味からも今後、本市のこの多目的水面広場を十分にといいますか、大いに活用していただいて、まずはカヌーの普及と底辺の拡大、それで競技力向上にも寄与できるというふうになっていけば一番理想的で、かつそうあるべきだというふうに私も思っております。

これからも、関係団体、県のカヌー協会、市のカヌー協会などと協議しながら、さまざまな環境整備について私どもも大いに研究し、検討してまいりたいというふうに考えております。

関係者からは、これも市長の答弁で言及されておりましたように、カヌーの競技・練習拠点として全国屈指の環境というふうに高い評価を受けておるといこともございます。多くの大会、練習会等で活用していただくことで大いに県内外にもPRできまして、市のイメージアップさらには交流拡大にもつながっていくものと大いに期待しておるところであります。努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○高橋勝文議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。

ぜひ、私の中では、カヌー教室も開いているということで、近い将来、20年先にはこの寒河江市からオリンピック選手が出るんだというふうな期待を持っておりますので、ぜひ頑張ってくださいねというふうに思っております。

まちおこしということとはとてもあれですけども、やはりカヌーのよさというものは体験しなければほかの方に売り込むことはできない。一般質問初日の多分後藤議員の質問だったかと思えますけれども、さくらんぼの話だったと思いますけれども、よさを知らなければ人にいいことを伝えられないということでありますので、私なりにいろいろちょっと、皆さんにもぜひカヌーを体験していただければなというふうに思っております。

例えば、これはちょっと皆さんに相談しないで言うんですけども、寒河江市議会ではスポーツ議員連盟というのがあります。目的の第1条、「本連盟は体育を通じて会員相互の親睦を図り、あわせて議員としての立場から本市の体育振興を推進し、健康にして文化的な郷土建設に寄与するということを目的とする」ということですから、私も議会の中で、スポーツ議員連盟でカヌーの競技をぜひ体験するような、また普及に向けて我々議員としてもさせていただければなというふうに、皆さんに相談しながらですけども、させていただきたいというふうに思っています。

何度も繰り返すようですが、最上川緑地多目的水面広場、全国に誇れる施設であります。どのような事業をするにしても、ある程度の課題というものはあると私は思っておりますし、この多目的水面広場を有効利用、活用できることで、寒河江市の市政の発展にもつながる、交流人口もふえるというふうに思っております。

あわせて、この寒河江市でスポーツの振興や健康増進にもつながればなというふうに思っております。また、この多目的水面広場が全国に注目されるようになれば、知名度が上がれば、維持管理のことも考えて県でも推奨しているネーミング・ライツとかということで、維持管理に充てることではいろんな工面も必要なかなというふうに思っております。

今回、私が質問したことは、いろんな人とお話をして感じたことを中心に質問させていただきましたが、これからカヌー協会もそうでしょうし、いろいろ関係の地区の方やいろんな方々から要望等々上がってくると思いますので、その際には市としましても関係者と十分協議して、多目的水面広場が最大限に生かせるよう支援をお願いさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

遠藤智与子議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号15番、16番について、3番遠藤智与子議員。

○遠藤智与子議員 おはようございます。

日ごとに寒さが募り、冬を迎える準備も急ピッチで進んでいるようです。私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下、佐藤市長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、通告番号15番、住宅建築推進事業補助金制度の存続について伺います。

寒河江市は、2010年、県に先立ちまして住宅建築推進事業補助金制度を創設いたしました。新築住宅支援策やリフォーム住宅支援策は、車庫や物置などの細かな工事も補助の対象となることから、市民からも使い勝手がよく利用しやすいと大変好評を得ています。

今年度も5,000万円の補助金は、8月で全て使い切ったとのこと。知り合いの設備屋さんも申請をしようとしたところ、既に満杯で受け付けはかないませんでした。来年に希望をつなごうとしたところ、この制度は始めてから3年になるし、一区切りつけようとしている、そういう旨をお聞きしました。

聞けば、この設備屋さん以外にもリフォーム住宅支援策を利用したいという方は多く、私はこの住宅建築推進事業補助金制度の存続を強く望むものです。この立場から、まずはこれまでの事業実績と課題について質問したいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 それでは、住宅建築の推進事業の補助金制度についてお答えをしたいと思います。

これまでの実績ということで、ちょっと長くなりますがお答えを申しあげたいと思います。

それぞれの年度で受け付け終了時点の数字ということにさせていただきますが、平成22年度については市内の78の事業者の方が活用して、件数は256件であります。その内訳は、新築が18件、リフォームなどが238件。補助申請金額、要するに予算額は3,700万円ということでありました。対象工事費は、8億2,800万円という実績であります。

23年度については92の事業者の方に活用していただきまして、件数は336件。その内訳として、新築が30件、リフォームなどが306件であります。予算額、補助申請金額は5,000万円ということでありました。対象工事費は13億2,200万円ということでありました。

ことし、24年度については87の事業者の方に御利用いただきまして、件数は320件。内訳を申し上げますと、新築が18件、リフォームなどが302件、予算額、補助申請額が5,000万円で、全体の対象工事費は9億6,800万円という実績でありました。

3年間の全体を見ても、件数でいえば一番多いのは塗装工事というのが約32%、その次が水回り関連のリフォームで約19%ということで、この2つが受注が多かったというふうになっております。この制度、1世帯につき1度の利用ということでありますので、工事費が20万円以上の住宅の新築あるいはリフォームということで、先ほど御指摘にありましたとお幅広く利用できるといって、多くの市民の方が御利用をいただいたものというふうに思っております。

どういった課題があるのかということでもありますけれども、現在のところまだ具体的にどういったことについて要望がある、意見があるということは私のほうでもまだ承知をしておりませんけれ

ども、これまでに市外の事業者の方も活用できないかとか、先ほど若干御指摘ありましたけれども、年間を通して利用できないかなどという声があるというふうにはお聞きしているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 補助金交付決定件数というのでしょうか、この補助制度を使ったという方が22年度から24年度までの合計件数といたしまして912件の方が使われたという、若干の数字のずれはあるかと思いますが、912件の方が使われたということです。そして、そのうちの3年間のリフォーム総数が768件ということですね。これは、かなりリフォームをする方が多いということだというふうに取り取れると思います。

そうしまして、市内の建築確認申請というものが、お聞きしましたところ平成22年度の新築が大体120件、そのうちこの制度を利用されたという方が18件です。そして、23年度も154件の新築申請があったけれども、そのうちこの制度を利用された方が30件ということでもございましたが、先ほど市長もおっしゃいましたように、これは市内の事業者の方の活性化を図るためということもございまして、それから、18件、30件以外の方は市外の業者を使われているということになると思うのですが、この点まだまだ周知がされていないという部分もあるのではないかとこのように思います。

それで、寒河江市内の持ち家、大体1万174軒というふうにお聞きしておりますけれども、このリフォーム制度を使う余地が、この数字を見ますとまだまだあるというふうに思われます。それで、実際にこの制度を熟知して活用している事業者の方が、先ほどの市長の答弁の中でもございましたが、昨年で92社、そして今年度で87社ということでもございます。そういう状況を見ますと、本当にこの制度がまだまだ周知されていないのではないかとこのように推測されますし、この広く満遍なく事業者が仕事を分かち合って活用していただくという期待を込めまして、この経済波及効果、先ほども言われましたが、それとともに市内事業者の反応についても伺いたいと思います。お願いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど、3カ年のそれぞれの実績をお答え申しあげましたけれども、3カ年を合わせますと直接工事費は31億1,800万円ということでありまして。補助申請金額3,700万円、5,000万円、5,000万円と3カ年でありまして1億3,700万円でありまして、それから比べると22.7倍の工事費が新たにできたということでありまして。

それから、どの程度経済波及効果があるかということを試算するわけでありましてけれども、総務省の統計局の産業連関表を用いて試算をするというふうにいたしますと大体その1.9倍、60億3,500万円の誘発効果をもたらしたのではないかとこのように試算ができるというふうに思います。御案内のとおり、住宅建築事業というのは裾野の非常に広い業界あるいは事業でありますので、そういった意味で大変な波及効果があるというふうに思っているところであります。

事業者の皆さんの反応はどうかということではありますが、これはちょっと古いというんですかね、22年度に行った商工会によるアンケートによりますと、85%の事業者が受注に大変活用させていただいたと。要するに、こういうのがありますよということでも営業などにも使っているということでもあります。それから、61%の方が前年と比べて受注件数がふえているということでもあります。また、91%の方が次の年もこの制度を活用したいというようなアンケートの結果が出ているところであります。そういった意味で大変な、業界の皆さんにとっても非常にいい刺激というんで

すかね、こういう活性化のためには非常にいい事業であったなというふうに思いますし、広い意味でそういう裾野の広い業界でありますから、雇用あるいは景気などについても大変活性化になったのではないかとこのように考えているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 大変な経済波及効果があったということですし、事業者の方もこの制度を大いに利用して大変助かったということでございます。

一般に、1軒の家を建てますと50の業種が潤うと言われているように、トタン屋さんや壁屋さん、鉄筋コンクリート屋さん、大工さん、ガラス屋さん、建具屋さんなどなどいろんな相乗効果があるというふうに思います。このように3年間やってまいりまして、大変好評を得ているこの住宅建築推進事業補助金制度、これはぜひこれからも存続していくべきものの施策の一つだというふうに私は思います。

先ほども言いましたように、もっともっとこれを周知いたしまして、広く満遍なくもっともっと使う余地が先ほど来の数字を見ますとありますので、ぜひこれをもっともっと活用していただきたいというふうに思うところであります。

今、年金は減らされるし給料は減らされる、この上消費税増税がもしも実行されるとするならば、景気はますます落ち込むばかりだと思えます。そんな中で、この寒河江市の住宅建築推進事業補助金制度というのは、クリーンヒットしている施策の一つだというふうに私は思っているものです。

県でも支援対策といたしまして新築リフォームがありますけれども、県では再生可能省エネルギー設備導入事業費補助金というのがあります。寒河江市でも省エネルギーに取り組んでいる最中ではございますけれども、1番から6番まで県でもありまして、太陽光発電設備、木質バイオマス燃焼機器設備に対し、それから太陽熱利用装置に対し、地中熱利用空調装置に対し、そしてガスコージェネというんですか、これはよくまだわからないものですが、それと風力発電設備を住宅に取り入れたりした場合に補助金を出すという支援がございまして、そういう県の取り組みとも連動しながら、寒河江は寒河江の特色を持った対策を今からもますます展開すべきだというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この補助金制度、3年目ということになるわけでありましてけれども、22年度スタートしたときには、どちらかというところ少し急にスタートしたということもあって、なかなか周知が広がらなかったということもあったというふうに記憶しておりますけれども、3年間事業を実施してということで、ある程度市民の皆さん、もちろん業界の皆さんは当然ですけれども、市民の皆さんにも周知が図られたのではないかとこのように思っております。

もちろん、市報とかいろんなホームページなどにも掲載をしておりますし、いろんな業界の方々などにも説明をして、4月からスタートをするのであれば事前にそういうことを周知して活用してもらおうということで周知をしているわけでありまして、この制度のみならずいろんな制度を新たに実施する場合には、広く市民に、皆さんに十分な広報活動を徹底していくということは必要だというふうに思っているところであります。

来年度も継続してはどうかという御質問でありますけれども、県は23年度からリフォームを中心とした補助制度を打ち出して、市の制度と連動して23年度からは取り組んでいます。確かに、県の

制度は耐震補強とかバリアフリーとか省エネ、あるいは県産木材などの活用ということもして、そういう要件にしているところでもありますし、お聞きをしますと県のほうは来年度も引き続き県の制度を継続していくというようなお話も承っているところでもありますので、県の制度を活用したリフォームなどの建築を推進する制度というものは引き続き実施をしていくということになろうかというふうに思いますし、また22年度から寒河江市で独自に幅広く使い勝手のよい制度をつくってまいりました。県の制度を市の制度に上乘せしてという形に実際はなっているわけでもありますので、この辺のところの来年度の取り組みについては、業界の皆さんの御意見、あるいはもちろん経済の状況なども勘案しながら検討していきたいというふうに思います。

3年で一区切りというのは、別にこの補助制度のみならず大体全ての事業についてはある程度区切りをつけて、そこでやっぱりその事業の成果あるいは問題点などの反省をして、検証して次のステップに行くということにしているところでもありますので、そういう意味で住宅建築推進事業についても3カ年を経過して、その成果を十分見きわめながら次の展開を考えていくという意味でありますので、今申しあげましたとおり大変県内でも特に使い勝手のいい制度として22年度から始まった制度でありますので、そういういろんな御意見を頂戴しながら見直すべきところは見直しをしていくということで考えているところでもあります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 全ての施策が一応3年で一区切りをして、結果を見て前に進んでいくというお話でしたけれども、先ほど来お話ししてまいりましたように、このリフォーム制度、住宅建築推進事業補助金制度、63億円でしたか、かなりの効果があったということでございます。

県は、寒河江市におくれをとって1年おくれでこの制度を立ち上げておりまして、一応県は3年を一区切りをすればもう1年あるということで、それと連動してやっていくということでしたけれども、私はもっともっと積極的に寒河江市として続けていくんだというような答えをぜひしていただきたいなというふうに思っているわけです。

先ほど来言っただけのように、これをもっと使いたい、それも年間を通して使っていきたいんだという方が、私の周りには大変多くいらっしゃいます。これだけの経済波及効果もあり、それからまだまだ開拓する余地もある制度でございます。これは、ぜひ、県がもう1年残っているから連動してやっていくという消極的なことではなくて、もう1回、これ、いいものは何回も続けてもいいわけです。これ、ぜひね、予算がないと例えばおっしゃいますなら、私はこのほかの予算を削ってでも充てるべきではないかというふうに思っております。

来年に仕事を先送りした方、新たに希望される方たちの期待を私は背負っております。どうか市長、今後もぜひ積極的にこの制度を強めていくという姿勢に立っていただけないでしょうか。重ねてお聞きいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長

○佐藤洋樹市長 遠藤議員からこれほど事業の継続を要望されるとは思っていませんでしたけれども、それだけ業界のみならず市民の皆さんにとっても大変いい制度であったというふうに思いますし、来年度についても、先ほど申しあげましたけれども、これから全体の実施計画などもつくっていくということでありますし、もちろん継続ということになれば来年だけということではなくて、やっぱり3年とか5年とかという少し長期のスパンで物事を考えていかなければならないというふうに

思いますので、そういった意味で全体の事業、実施計画の中で取り組んでいくという意味で今検討中だというふうに御理解をいただきたいというふうに思いますし、反省点などもないわけではないでしょうから、制度としてですね。予算の額なども含めて、これからいろいろ検討していかなければならないというふうに思いますし、我々としては県に先駆けて実施をした制度ということもありますので、さらにより効果の上がる仕組みというものを研究しながら、市内の業者の皆さんあるいは経済の活性化のための施策というものを取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 それをお聞きして、大変安心いたしました。ぜひ、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

新たに仕事を希望される方たち、利用されたいと思っっている方たちの期待を裏切らないでほしいというふうに重ねて……。済みません。これほど評判のよい施策も珍しいものですから、どうか住宅建築推進事業補助金制度をますます推進してくださることを要望いたします。どうも済みません。力が入りました。

次に、通告番号16番、今年度の克雪対策について伺います。

冒頭でも申しあげましたように、寒河江市は、今、冬支度の真っ最中でございます。ことしの冬が大過なくおだやかに過ごせるように、克雪対策の一つとして空き家対策を前進させることについて伺います。

昨年豪雪を振り返っても、冬期間の空き家は大変危険を伴うものでした。私は、先般の9月議会で空き家対策について質問いたしましたが、そのとき「空き家の所有者を指導、監督するには条例化が必要だが、山形県が10月に決定する対応指針を待って市としても条例制定に向かって鋭意検討していく」という市長の答弁をいただきました。

10月、予定どおり県の空き家対策に係る対応指針が出されました。そこで、まず最初にこの対応指針を受け手の市長の見解を伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 県の空き家対策に係る対応指針というものが10月に出ました。私も拝見させていただきましたけれども、大変詳細な方針というんですか、記載もあって、我々としても非常に参考にさせていただきたいなというふうに思いますし、もちろん寒河江にどういった部分が対応できるのかなどについて今検討を進めているところでありますので、そういったことを踏まえて、9月にも御答弁申しあげましたけれども、そういった方向でこの指針を有効に活用して、空き家対策を鋭意進めていきたいということに考えております。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 県の空き家対策に係る対応指針、インターネットで引いてみて見ましたけれども、空き家の発生抑制、それから空き家の適正管理、利活用可能空き家対策、老朽危険空き家対策、大まかに分けましてこういうものがありましたけれども、いずれも雪対策と関連するものでございます。

その中で、特に衛生管理の中には相談窓口の設置とか空き家マップの作成、そして空き家の危険度判定、所有者の特定などいろいろさまざま項目が載ってございましたけれども、冬を前にして空き

家にかかわる諸問題の相談窓口を設置してはいいのではないかというふうに思うのです。

そして、この県の対応指針を受けて、市の空き家対策にかかわる条例を早急に制定すべきというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まず、相談窓口のお尋ねでありますけれども、これまでもいろんな調査をしたりしてまいりましたが、市の建設管理課のほうでそういう事務というんですか、業務を推進してまいりましたので、引き続き建設管理課のほうでその相談窓口を設けるということで考えているところがあります。

それから、前日も答弁申しあげましたが、空き家対策についてはやっぱり条例化が必要だというふうに思っています。県の対応指針の内容も十分精査をさせていただいて、できれば今年度中に市の条例化を進めていきたいということで作業を進めているところであります。もちろん、他の先進の自治体の内容なども拝見させていただいていますけれども、そういった自治体では空き家について市が全面的に対処するなどという誤解を生んでいるというふうな事例もあるようであります。そうした誤解を招かないように、基本的には空き家については、これにもありますけれども、所有者などが維持管理等を行い良好な状態に保つというのが原則だということでもありますので、そういった点も十分市民の皆さんに説明をして認識をしていただく、そういう手だてもやっぱりしていかなければならないというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 空き家対策については市が全面的にするものではないということでございましたけれども、やはり指導、監督していくということになりますとどうしても条例というものが必要でございませう。それがなければ、やはり空き家は基本的には所有者の責任でございませうから、それはもちろんでございませう。そのためにも条例の早急な制定ということを重ねてお願いしたいなというふうに思っております。

そして、一昨日の木村議員の質問の中でも出されましたが、県議会の9月定例会で雪対策総合交付金というものが制定されております。これに対しての木村議員の質問に対しまして、市長は精査をして研究していくんだと、有効活用を考えていくんだという答弁でございましたが、ここに雪対策総合交付金の概要というものがあありますけれども、そんなに多くはない額でございませうね。それで、これについて本当に有効的に活用していくにはいろんな知恵が必要だというふうに思うわけですが、1から11まで事業メニューというものがここにあります。例えば、要援護者対策事業ですとか地域におけるボランティア導入向上事業ですとか、そして空き家対策事業というのがありますね。これを、ぜひ有効活用していくということのその中に考えていただきたいのが、やはり高齢者の屋根の雪おろしということも勘案して考えていただきたいなというふうに思っているところです。

空き家対策の前進ということで質問しておりますけれども、これは今から考えていって、ここでもこういうふうにするとかということとはなさないと思っておりますが、ぜひ空き家対策にも精査して有効活用していくという市長の言葉どおりお願いしたいなというふうに思います。

それで、次に高齢者世帯の除排雪支援についてでございますが、私はことしの3月議会で高齢者世帯への雪おろしや雪片づけボランティアの本格的な組織について質問しておりますが、ひとり暮らし高齢者等の見守り、支援強化をしながら、総合的な支援体制の充実とボランティア活動のさら

なる充実を図っていくという市長の答弁をいただきました。

そこで、まずボランティアの組織づくりはどこまで進んでいるのか、総合的な支援体制の進捗状況を伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 高齢者の世帯の皆さんの除排雪支援ということですが、3月にも答えを申しあげましたけれども、やはりある程度ボランティアの皆さんから協力をいただくということもいろんな施策の充実とともにやはり必要だというふうに我々は思っています。

そういう答えを申しあげましたが、御案内のとおり寒河江市にはボランティアセンターというものも現在あるわけでありまして。市が社会福祉協議会に委託をして運営をしてもらっているということになります。今年も去年おととの豪雪もあって、例年よりも早目に、今月の20日ごろには除雪ボランティアの募集をさせていただいているところであります。また、社会福祉協議会独自でもホームページなどでボランティアの募集をさせていただいているというふうに思っているところであります。また、市内の高校生、あるいはさらにいろんなボランティア団体として登録をさせていただいているボランティアグループの皆さんにも呼びかけをして、除雪ボランティア活動への協力をお願いしているというところであります。さまざまな、除雪のみならず、いろんなボランティア活動を市内でもさせていただいております。

特に、3.11の震災以来、避難されている方に対していろんなボランティア活動の団体が協力をしていただいているというところでもあります。また、11月、今月、寒河江ボランティアフェスティバルということで、多くの団体からも御協力をいただいているところでありますので、そういったボランティア団体、グループの皆さんにも呼びかけをして、ぜひ除雪のボランティアにも協力していただきたいということで、今啓発を、周知を図っているところでございます。

なかなか、組織づくりということでもありますけれども、そのボランティアセンターを中心にして、今呼びかけをしていく最中でありまして。まもなく雪が来るということでもありますから、その組織づくりを急いで、できるだけ多くのボランティアの皆さんに御協力をいただいでいくことが必要だというふうに今考えているところであります。

そういうことでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 先日、市報にもボランティアセンターの募集が載っておりました。ですが、やはりそのボランティアセンターのただし書きがついておまして、やっぱり屋根の雪おろしはしないというただし書きがついておりました。やはり、これ、屋根の雪おろしというのは本当に危険を伴いますし、それを広くやっていくというのは大変難しいことというふうに私も認識しております。

それで、順序はちょっと逆になりますけれども、昨年すばらしい、ある地域へ建設会社の方がボランティアで高齢者のお宅を雪おろししてくださったというようなこともありました。そういう善意を市としても援助しやすいような補助をしながら、そういう善意を掘り起こしていくということにも力を入れていただけたらいいのではないかなというふうに思うんです。

そういうことも含めまして、ちょっと順番が逆になりますけれども、まず集落や町内会単位の支援が必要な高齢者宅の把握がなされているのか。こういういろんなことをやるにしましても、その実情がわからないとやりづらいという面もございまして、その点お伺いしたいと思うんですが、

お願いします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 地域における要援護者の方々の把握ということでもありますけれども、現在平成21年度から民生委員の方々に御協力をいただいて、災害時に支援を必要とする方の登録をいただいているということでもあります。

登録をいただいた方々の情報について、なかなか地域で中心となって活動をしている方に伝わっていないというようなお話もありましたので、今年度から登録されたそういう情報につきまして、もちろん差し支えない範囲でありますけれども、町内会単位の名簿作成をして、自主防災会でありますとか町内会のほうに情報提供をしながら、地域の皆さんがそういった要援護者の方々の情報把握ができるように努めているところであります。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 私たちは、毎年毎年、年をとっていきます。去年まで雪おろしを無理してやっていたけれども、ことしはどうもできないとか、そういう、年々その状態は変わっていきますね。なので、この町内会単位のその地域ぐるみの活動というのは大変重要になってくるというふうに思っておりますけれども、これを市として援護していくということで、まず高齢者世帯への負担軽減を図るために市としては除雪支援活動、さらに除雪費支給事業を行っていきまして、自力で除雪することが困難な高齢者の方々に対して1回につき1万2,000円を限度として年2回まで支給しているということですが、私はそういうことを考えてみても、昨年、一昨年の豪雪が続いてありましたので、そういう中でこの金額は決して多くはないというふうに思うんです。それで、やはりこの点、今から活用が精査されるこの雪対策総合交付金、これもこの高齢者世帯への除排雪支援に役立ててくださるように、これも精査していただきたいと思うんです。

先ほど言ったことがここに来ますけれども、建設会社の方の善意ですとか、雪をおろすばかりではなくて、雪を今度は片づけますよね。その片づけた雪を運ぶ、そういう作業にもたくさんのエネルギーを使いますし、お金もかかってまいります。そういう面での支援、幅の広い柔軟性のある支援の仕方を、屋根の雪おろしは本当に大変だからということで、雪掃きの手伝いは大変ありがたいんですけども、結局のところ雪おろしが大変で苦勞していらっしゃるという方が多いわけですので、頼み方も高齢者の方はわからないという方がいると聞いておりますし、1人頼めば幾ら、2人頼めば幾らというような料金形態などの情報提供も広くしていただきながら、柔軟な支援の仕方を考えていくということが必要になってくると思うんです。

その総合的な支援ということにもなりましょうが、その点やはり今までのようなやり方と、さらに今度は幅広い考え方をいろいろ工夫して考えていくということが必要になっていると思いますので、その点どのようにお考えなのかちょっとお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 去年、おととしの豪雪を踏まえて、今冬の雪対策を総合的に展開していく、安全・安心の市民生活を守っていくんだとこういうことで、今、鋭意対策を検討しています。

その中で、県のほうからもそういう交付金制度というものも創設していただいたということでもありますから、ぜひそういった制度も十分活用しながら充実を図っていくというふうに考えているところでありますし、交付金の額はともかくとして、幅広くそして、県の交付金ですと市町村の新た

な取り組みあるいは拡充する取り組みの部分について交付金を出すようであります。基本的にはです
ね。

ですから、そういったことでできるだけ活用をしていくということを考えていけば、先ほど議員
御指摘のとおり新たな部分、要援護者の皆さんへの支援ということであれば新たな取り組みの部分、
これまでの制度はこれまでの制度として生かしながら、新たな部分の充実に交付金制度を活用して
いくということを今検討しているところでありまして、そういった情報についてもきちっと市民の
皆さんにも届くように、あるいは町内会の皆さんにも届くようにして、そういう援護者の皆さんに
も把握できるように、わかるように対応を、周知をしていく努力もさせていただきたいというふ
うに思います。

○高橋勝文議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ぜひ、お願いしたいというふうに思います。

3月議会で取り上げ、またこの12月議会ですか、11月ですけれども取り上げ、これは冬を前にし
ての切実な思いでございます。ぜひ、実情に合った補助金の使い方、それから取り組み、今年度の
冬の生活、寒河江市民にとって苦痛が少しでも少なくておだやかで過ごしやすいものになるように、
実りのある支援にさせていただくということを強く要望したいというふうに思います。

まだなかなか、言い足りなかったことがまだまだあったような大変未熟な質問でございましたが、
強く要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時15分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒木春吉議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号17番について、11番荒木春吉議員。

○荒木春吉議員 私は新清・公明クラブの一員として、通告17番について質問をいたします。市長の
御答弁、よろしく願いいたします。

これは、これと同じ質問が6年前の3月議会においても質問されていますが、市長が姓は同じで
も名前が変わったので質問いたします。

昨年の3月11日の東日本大震災は、国土と市民に甚大な被害を及ぼしました。今も3,000名近く
の人間が行方不明のままです。復旧・復興予算の流用等は言語道断の所業であり、一日も早い被災
地及び人々の安寧を祈るものです。現世は諸行無常、会者定離、盛者必衰、生者必滅がことわりで
あり、週刊ポスト最新号「現場の磁力」293回によれば、熟年離婚の4万件超、行旅死亡人1.5万人、
散骨・樹木葬・直葬等は生活保護者が20万円パック、年40万円の墓供養、やがて墓の数が人口を上
回るのが現代の日本です。

さて、きょう11月22日は「いい夫婦の日」ですが、このよき日にお墓の話をするのは恐縮至極で

すが、一市民からの要望である低廉な墓地の提供について伺います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 低廉な墓地の提供について、市として取り組んではどうかという御質問かというふうに理解をさせていただきますけれども、墓地の設置、運営ということにつきましては、御案内のとおり墓地、埋葬等に関する法律及び墓地経営・管理の指針というものがございまして、それにより経営主体は地方公共団体もしくは宗教法人または公益法人であるということにされているわけがあります。そして、墓地の設置については許可が必要というふうになっているのは御案内のとおりかと思えます。

指針によりますと、設置については中長期的需要見込みや収支見込み、経営管理が可能かといった事項について適切な計画策定というものが求められているところであります。現在、寒河江市内におきまして墓地経営の許可を受けておりますのは、全て宗教法人でございまして。

御質問は、市営の墓地についてどうかということでありますけれども、県内の幾つかの自治体においては市営の墓地というものも設置されているようでありますが、永代使用料あるいは管理費、そのお墓の建設費用などが利用者の負担というふうになっているようでございまして。

私もいろんな形で市民の皆さんからの御要望とか御意見をお伺いする機会を設けていたわけでありますけれども、この市営墓地の設置に関する要望あるいは寺院において墓地が不足するというような声は、それほど多くはなかったのではないかというふうに思っているところであります。

しかしながら、この件に関しては関係団体などの御意見も今後お聞きしてまいらなければならないというふうに思っているところであります。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 私の話は、おとといの婚活とかきょうの遠藤さんの住宅建設なんていう話に比べれば、グレーどころか真っ暗な話でありまして、なかなかしにくい話だなと私は思っています。私も自分の町内会の人から頼まれたときに、ああこんな話はっきりいってしたくないなど。ある人に相談しましたら、それは市民から頼まれているんだから、おまえさんなねと。回答はわかっています。多分、市長がかわったんであろうから、前回の誠六さんのときは全くの門前払いというか、もう話にならないと。市長がかわったんだから何となく、ピンク色な答弁は出ないまでも少しは明るい色の答弁が得られるのではないかなと思って、私は質問しました。

今回、質問をするに当たっているような雑誌を見ました。今回の文藝春秋の12月号に書いてあるんですが、今回の文藝春秋12月号は格差社会とお墓の話ですね。いい特集だなと私は思って、見ました。ここには書いてありますが、葬儀ライターというのが、奥山昌子さんという方が死ぬ前に決めたいお葬式6か条ということの中に、一つずつ言ってみますが、葬式をやるに当たってまず最初に何をするかというと、どの宗教でやるかと、まず1番目。2つ目が、まず葬儀社を決めると。3つ目は、金を準備しなさいというんですね。4番目が、葬儀に必要なものを備えておく。そして、5番目がお骨の行方を決めておく。要するに、お墓の話であります。

日本は広いですから、こういう状況ですので1週間ぐらい前の日本経済新聞によると、去年までの5年間に1人当たりの国民所得が35万2,000円下がっているそうであります。若い人なんかは就職状況が悪いので、なかなか大変だなという気がします。わかりやすい言葉でいうと、ここでは、「婚活」「就活」という言葉はありますけれども私の言っているシュウカツは「終わり」の「活」

でありまして、だからなかなか難しい話なんだなと思います。

私も質問をするに当たって、お寺の数を数えてみたんですね。何カ所あるんだかなと思って。かなりあります。ちなみに、市内にお寺だけではなくて墓地も含めて何カ所あるのかをちょっと教えていただきたいなと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市内に県の認証を受けている宗教法人というのは112法人ございますが、そのうち仏教系が77法人ということであります。

また、市内の墓地の数であります、110件ということで、当然ほとんど仏教系の寺院が設置、運営をしているという状況になっているようであります。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 今の市長の答弁を聞くと百十何ぼあるということなので、その数を聞くととてもではないが市で頑張るってやるというような雰囲気ではないようですので、多分さっき市長の答弁にあったとおり、法律があります。そして、多分憲法の建前は政教分離ですから、なかなか市ですというのは難しいのかなと私も納得します。

私も市民から聞かれたとき、答えようがなかったんですね。どういうふうにしたらいいものかなと思ひまして、私もそういう方面に詳しくないものですから答えようがないままに抱えていたんですが、_____この市民生活課の中にそういう相談に乗ってくれるような、対応をしてくれるような窓口があれば、お墓を求める人にとっては少しは負担が楽になるのかなと思ひているんですけども、そういう窓口というか、相談に乗ってくれるというか、そういうところを考えると、そういう余地はないんでしょうかね。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市民の皆さんからのさまざまな相談については、現在も市民生活課が相談窓口になっているのは御案内のとおりでありますので、今回の墓地の案件についてもそういう市民の相談窓口になっております市民生活課のほうに御相談をいただければよろしいのかなというふうに思っているところであります。

墓地については、購入するだけでなくその後の維持管理などということもあって、長期的な計画というんですかね、そういうことも必要でありますから、そういった点も含めて多様な、そして息の長い対応を考えていかななくてはならないというふうに思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思ひます。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 どうもありがとうございました。

この質問文を書くに当たって私も雑誌をあちこち渉猟したんですが、今回、アエラという雑誌がありますが、その中にエンディングノートというのが付録についておりました。これもあの世に行く前の準備ということなんでしょうが、私も書いてみようと思ひましたが、なかなか書けないんですね。だから、準備というのはなかなかできないことなんだなと思ひました。

お墓を建てるというのは、やっぱりお金がかかります。ちなみに、文藝春秋によると青山霊園は3平米831万円。都会の話ですから、これは一概に田舎とは比較できないだろうと思ひますけれども、要するに金がかかります。よほどの覚悟がないと、できないことなんだなと思ひます。そうい

うことをかわすために、いよいよ死んでも応えてくれたら助かるのではないかなと私も思っています。

今回、10月2日に金子哲雄さんという流通ジャーナリスト41歳の方ですが、この人、1年4カ月の闘病の末に亡くなりました。この人は、1年4カ月という期間がありますから、全部決めて亡くなったそうですね。きょうが、ちょうど出版社から本の出る日なんですね。それをぜひ、図書館などでも買ってもらって、準備してもらって、参考書にしてもらえたらいいなと私は思っています。

なかなか普通の人はできません、こういう準備というのは。私もエンディングノートの練習帳を見ただけでもペンが進まなかったぐらいですから、これはなかなか普通の人間にはできないことだなと思っていますけれども、3.11によって日本人の意識は少なからず変わったと思うんですね。人間というのはいつ死ぬかわかりませんし、いつ調子がよくなるかわかりませんが、でも目の前にゴールのあることだけは事実ですね。これに向かって、これに向かってと別にそのために頑張るわけではないんですが、少しは脇が締まるような感じになるのではないかなと思っています。それに対応して、市のほうでも少しでもいいからこのことに対応をやらしてもらえればなと私は思っています。

私がいつも言うのは、サントリーホールのビデオでさえ「いらっしやいませ」とにこやかに迎えます。市役所に行くと、皆さん真面目なんでしょうが、私も先月の質問で言われましたが、「おまえ、笑顔が足りない」と。質問をする側はもちろんそうですが、市の職員にも答えられる内容は多分そんなに簡単に出てくるものではないと思いますが、いらっしやいませとまでは言いませんが、朝のミーティングに別に会議なんかしなくてもいいから、顔面体操でも笑顔体操でもいいですからそういうことをやらしてもらって、市民が安心できるような対応をしてもらえればありがたいなと私は思っています。

そういうことですから、ぜひ市民の一人一人細々したそれに100%答えは出ないと思いますが、そういうふうな対応をぜひお願いしたいなというふうに思います。

ちなみに、最後に本の注文をしましたが、ぜひ図書館にはその本を買ってもらって、準備してもらえればありがたいなと思っています。

何か答えることがあれば、市長をお願いします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 話を戻しますと、市営墓地というんですか、そういうことについてどうかということですが、荒木議員御指摘もありましたけれども、だんだん家族の構成というものも変わってきております。核家族化というものが進んできているところでありまして、そういう家族が自分の亡くなった後どういうふうにしていくのかということを考える際に、墓地をどう考えるかということですが、先ほど御指摘のとおり都会では大分そういう維持管理についても費用がかかるということになると、後の人間にそういう負担を強いるのはどうかという意識も大分高まってきているのは事実でありまして、寺院によっては、寒河江の中でもありますけれども共同の供養塔などに埋葬していくなどということが徐々にふえつつあるのではないかというふうに思っているところでもあります。

寺院の数は、寒河江は御指摘のとおり大変、ほかの地域に比べて少ないわけではありませんけれども、ただやっぱりその維持管理についての経費のこともあって低廉な、安い墓地の整備というものの必要性も出てくるのではないかというふうにも思っているところでもありますので、そういった

ことについて先ほども若干御答弁申しあげましたけれども、いろんな関係者の皆さんからも御意見などをお伺いした上で対応を研究していきたいというふうに思っているところでもありますし、先ほどお話にありましたきょう発売の本などについても、私の口から言うのもあれですけども、ぜひ買ってみたいというふうに思っているところでもあります。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 選挙活動で大体自分の回った範囲内の話を言うとわかるんですが、大体坊さんというのは修行した人でしょうから多分人間的に普通はできているはずなんです、なかなか幅がありまして、どこの坊さんがどうのとは言いませんが、なかなか欲の強い方もおります。はっきり言うと強欲な方も、納得できる坊さんも少なからずおります。誰とは言いませんが、檀家が多ければかなり欲望が発達するでしょうが、少ない方はそれなりの修行の結果が得られたような坊さんもおります。だから、そういうことを誰がいいなんては言えないでしょうが、市役所の窓口ではね。そういうふうなことを別に案内するというか、教えてあげるとするか、誘導するというか、そういうこともちゃらっと言うぐらいなら別に憲法には抵触しないでしょうから、そこら辺のことも含めて対応してもらえれば現実生活も円滑にいくのではないかなと思っています。

市長に、坊さんをしている人に向かってこんな話をするのは釈迦に説法みたいな話ですが、そこら辺も含めて、宗教というのはあの世の幸福を願うものだと思いますが、それを前提として現世でのやっぱり幸福もあると思いますので、そこら辺も含めて市民一人一人に温かい気持ちを起こさせるような対応をしてもらえればありがたいなと思っていますので、ひとつよろしく願いいたします。

きょうは、本当にありがとうございました。

川越孝男議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号18番について、16番川越孝男議員。

○川越孝男議員 通告している課題について提案も含め質問いたしますので、市長には市民の皆さんにもわかりやすい答弁を求めたいと思います。

通告番号18、市政全般について4つの観点から順次質問をいたします。

最初に、私道整備補助金交付制度の充実について伺います。

寒河江市私道整備補助金交付規定では、私道には民間の宅地開発などによる純然たる私的所有の生活道路と、官地と言われる公の道路でありながら幅員が狭いなど市道に認定されない、いわゆる法定外公共物として寒河江市所有の生活道路が含まれています。後者は、特に市の周辺部に多くあります。

私は、この法定外公共物である公の道路を改修するのに道路に接する人が費用の2分の1を負担しなければならないというのは、市道に認定されているところとそうでないところと居住地によって格差があるのは、公平の原則から見て問題であり、是正すべきだと思います。

大江町では、生活道路として広く活用されているにもかかわらず町道として認定することが困難な道路、いわゆる法定外の道路を住民福祉の向上に資する目的で大江町認定外道路整備要綱をつくり、この10月1日に施行されています。その内容は、10万円以上の工事が対象で、補助率は80%と

なっています。

こういう考え方といいますか、これらを参考にして今の寒河江市の私道整備補助金交付制度の見直しをすべきというふうに思いますけれども、市長の見解を伺います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 川越議員から私道の整備補助金交付制度について御質問をいただきましたが、この制度については、御案内のとおり昭和52年に生活環境の整備向上を図るために、市道でない生活道路の整備に対する補助金の交付ということで始まったわけでありまして。こうした道路を整備しようとする居住者あるいは町会などの団体が、市に対して申請をいただいて、事業費の50%以内で100万円を限度として交付をしているというところでございます。

法定外公共物のお話もありましたけれども、これまで国所管の法定外公共物については法令上の根拠が不明確であるものの機関委任事務と解されて、都道府県が境界確定、用途廃止等の国有財産の管理事務を行ってきているわけでありまして。また、日常的な維持管理については、地元集落あるいは地域住民の方々が行っているというのが実態であるわけでありまして。この法定外公共物については、地方分権推進計画に基づいて市町村に譲渡をされたということでありましてけれども、その日常的な維持管理主体というのは、これまでと同様に地元集落あるいは地域住民の方々が行っているというふうに考えているわけでありまして。

実際、この補助制度について、今年度3つの地区で活用して道路の補修整備を実施していただいているところでありまして、3つの地域のうち2つの地域でこの法定外公共物を利用した生活道路で実施をしていただいているということでありまして。

川越議員からは、住民負担の見直しについてどうかということでありましてけれども、この制度をできるだけ使いやすい制度にしていくということはもちろんでありまして、最近では23年度から制度改正をして実施をしていただいている、利用していただいているということでありまして。大江町の事例なども披瀝していただきましたけれども、県内の他の、特に13市の状況なども十分勘案しながら、また利用される方々の御意見なども考えをして、できるだけ充実した制度となるように今後とも研究をしていかなければならないというふうに考えているところでありまして。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 やっぱり、この制度の名前が、「私」「道」のほうの私道整備補助金交付制度なんです。個人の土地に市で半分出してあげるといふのは、極めて当たり前だということに思っています。しかし、私道と違って法定外公共物というのは公の土地なんです。官地なんです。官地を整備するのに、住民が金出さなくてはならない。逆に言えば、半分以上を負担しなければならないということなんです。

したがって、この名称も含めてなんですけれども、大江町の場合には公の道路に住民が負担しなければならないというのは本来的にはあってならないんだと。しかし、大江町の場合には、町道以外全て、法定外公共物も私道も含めてなものだから、大変恐縮だけれども2割出していただけますというふうな考え方なんです。

したがって、私道と違って法定外公共物である道路整備には、本来受益者負担というのは課すべきでないというふうな見解なんです、私は。

寒河江市でも昔、砂利道から舗装道路になるとき、住民負担が、地域で負担がありましたね。最

初5割からだんだん少なくなっていくって、今はゼロになっていますけれども、これと同じように町場の方の民間の宅地造成で、個人の名義の部分は、これは補助金をもらうというのはわかります。周辺部はそういうのでなくて、何代にもわたって官地として使っている道路を舗装するのに、住民が金出さなければならぬというこの考え方は改められなければならないのではないかという私の見解であり、そのことを市長にお尋ねをしているのであります。

したがって、今すぐはならないにしても、こういう本来住民負担は課すべきでないということについて、今すぐとか何かではなくて、本来の考え方としては市長の見解どういふようなのかお尋ねをしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 法定外公共物については、御案内のとおり歴史的に里道として長年使用してきた道路であります。もちろん、御指摘のとおり私道についてはそういう歴史的な経緯ということではなくて、あくまでも開発した事業者の所有でありますとか、宅地の所有者の所有などというケースが多いということで、さまざまに所有形態というんですかね、利用形態も若干違うというふうに思っているところでありますけれども、そういう私道についても一指定道路の指定を受けて他の用途に転用できないというような規制もされているということでもありますので、市民が利用する公衆的道路という点でいえば共通しているというふうに理解をして現在の補助制度を運用しているという状況であります。ちなみに他の13市の状況などでも法定外公共物と私道を区別している補助制度も何市か実施をしておりますけれども、そういう区別をしているところはないわけでもありますけれども、御指摘の点も十分踏まえながらよりよい補助制度というものを構築していきたいというふうに思いますし、研究も進めていきたいというふうに考えております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 先ほども申しあげましたけれども、住んでいる地区によって市民に負担の格差が出るというのは極めてまずい。佐藤市長のいう公正公平な市政を運営するというふうなことからしても、私は問題あるというふうに思いますので、ぜひ今の答弁どおり検討をして、できるだけ早くこういう問題が解消されるようにしていただきたいとしたいと思います。

それで、公衆用道路で、かつ土地が法定外公共物で住宅なども連檐してあったりして、市道認定の要件を満たさない道路というのは、市内にどれぐらいあるんでしょうか。もし、把握しているとすれば教えていただきたいし、今現在把握していないとすれば後で教えていただきたいというふうに思いますが、お尋ねをいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 建設管理課長のほうからお答えをしたいと思います。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 お尋ねの法定外公共物で市道に認定できなくて公衆道路として利用しているという箇所についての把握でございますけれども、具体的な数はわからないところでございます。

ただ、除雪等で私道あるいは法定外公共物での除雪依頼がありますけれども、その中で、法定外公共物のところで住宅が2つ以上張りついて私どものほうで除雪をさせていただいている箇所がございますので、それは、数はちょっと現時点では数字が出せないところでございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今は数がわからないようではすけれども、調べればわかるんだというふうに思いますし、こういう問題の解決をしていくためにはやっぱり実態をきちっと把握するということが事の始まりだというふうに思いますので、後で結構ですけれども教えていただきたいというふうに思います。

それで、この問題をやっぱり問題意識を持って是正をするためには、私道整備の補助金とっているとやっぱり個人の土地に市で半分出してあげるんだからありがたいというふうな形になるんだと思います。大江町のように公の土地、市の土地でありながら市道の認定に合致しない、要件を満たしていない、しかし周辺にいる人は道路を整備したいというときには、やっぱり市で直すというふうなこと。

したがって、私道整備に対する補助でなくて、認定外道路、市道に認定にならない道路の整備に対する整備方策ということをして市でやっていると、こういうふうに名称も含めて考え方も、発想の転換といいますか、することが今必要なんだなということを大江町の9月議会のインターネットでの当局の提案理由の説明を聞いていて、やっぱりこういうふうな発想の転換をしないと、この問題は解決しないのだなというふうな思いをいたしました。

したがって、ぜひ市長にもそういうふうなことをも含めて検討をしていただきながら、そういう不公平の部分の解消に努めていただきたいというふうに思います。

これは、できるだけ早くやっていただきたいというふうに思っています。

次、2番目の市の公共事業整備優先順位審査会の関係について、実施状況と課題について伺います。

この方式は、県内で初めて昨年の4月1日に施行され、1年半経過しました。現在の実施状況について、道路、河川、用悪水路、側溝別の整備と維持管理に分けた件数、総延長、事業費の概算額と、平成24年度当初予算ベースで見た場合、完了までそれぞれどれぐらいの期間が必要というふうに見られているのかお尋ねをいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の公共事業整備優先順位基準と申しますのは、御案内のとおり市民の暮らしに密接にかかわる生活道路の改良あるいは側溝・舗装・交通安全施設などについて多くの要望があるわけでありすけれども、その要望について整備基準の目安として策定をして、新たに工事着手を検討している事業を基準に基づく評価によって整備優先度を判定していく、審査をしていくということで、市民にわかりやすい事業の執行を図っていくという目的でつくったところであります。この優先順位を審査するための公共事業整備優先順位審査会というものを設けて、審査をしているところであります。

この審査会の開催状況、実施状況でありますけれども、これまで3回実施をしております。第1回目は平成23年の4月に開催をして、最初の開催でありますから、審査会の設置要綱あるいは整備優先順位の基準などについて検討をしております。

第2回は、同じ23年の10月に開催をして、過去10年分の未着手の要望事業を洗い出し、審査をしたところであります。なお、維持管理など小規模な工事は、別途実施する事業として審査の対象外としております。その結果、審査件数は81件でありました。これについて優先順位評価を行って、評価の高かった要望箇所については、24年度の事業として予算化をしたということでありす。

そして、3回目であります、24年の、ことしの10月に開いて、昨年の審査会以降新たな要望があった事業を追加して、また着手した事業及び過去10年を経過した要望については、見直しを行ったところでございます。今回の審査の件数は75件ということで、事業の必要度の高い低いということで評価分類をしたところであります。

事業評価の中位、真ん中以上の内訳としては、これは概算の数字でありますけれども、申しあげますと、道路改良では17件、延長約3キロメートル、事業概算額では3億1,400万円。舗装新設では10件、延長約2キロメートル、事業概算額で7,600万円。用悪水路整備で8件、延長約800メートル、事業概算額で1,300万円。それから、側溝整備は30件、延長約3キロメートル、事業概算額で1億1,000万円ということで、それから防護柵などの交通安全施設事業で3件、延長約100メートル、事業概算額で600万円ということでございます。

要望事項に対する今年度の予算は、御案内のとおり約8,000万円であったわけですが、これをもとに事業種類ごとの単純計算で整備期間を割り出すということをしますと、道路改良では6年、舗装新設で7年、用悪水路で3年、側溝整備で6年、安全施設整備で3年と、これは単純に計算するとそういうふうになるということでもあります。

そういうことではありますが、今後どういうふうにしていくかということを考えますと、この予算配分の見直しなども、要望の額、種類などによって予算配分の見直しなども考えていかなければならないということも生じるでありましょうし、またできるだけ国・県の補助制度を、有利な補助制度を活用していくなどということで、いろいろ配分も変えていかななくてはならないというふうにも思います。できるだけ、今申しあげた単純計算での期間というものを短縮する工夫もしていかなければならないというふうに思っているところでありますし、この基準あるいは審査会というのはまだ始まったばかり、2年でありますから、できるだけ制度の充実というものを、改善というものを進めていかなければならないというふうに思っているところであります。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。川越議員。

○川越孝男議員 午前中に引き続きお尋ねをしまいたいというふうに思います。

それで、市の公共事業整備優先順位審査会の関係でお尋ねをしているわけですが、この制度では都市計画街路、それからグラウンドワークでやるものは対象外というふうになっているわけですね。そうしたときに、地域から出てくる要望の中に、もう既に市道に認定になっているやつもあるわけですね。認定になっているやつも整備してほしいというようなものでも、この審査会のほうの審査に付しながら台帳で整理をされていくというふうなことでありますけれども、実際問題、今市道の認定になっていながら整備されていないもの、未整備の路線というか、それはどの程度あるのか教えていただきたいと思えます。

というのは、出ていても要望になるやつと、私は市道の認定になっていけば行政のほうとして、市として整備計画に載せながらやっていくべきものではないかなというふうに、改めてまた町会から「してけろ」なんていうのは出さなくたってもう、というふうな思いもあるんですけども、そ

の辺の考え方も含めて市道になっていながら未整備の路線というのはいかほどあるのか。これはわかるというふうに思いますので、午前中のやつはなかなか大変だというふうなことを休憩時間に聞いていますけれども、この点についての考え方とそれからどの程度あるのかを教えていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的な件数というんですかね、そっちのほうは建設管理課長のほうから御答弁申しあげます。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 整備の事務の延長というふうなことでございますけれども、24年の4月1日現在で市道認定の路線延長が32万1,813メートルというふうな形になっております。それで、改良済み延長が26万1,702メートルということで、84.4%が改良済みです。というふうな形になっていきます。

あと、舗装延長、いわゆる簡易舗装までやっているものというふうに見ますと、29万4,549メートルということで95%が舗装は、簡易舗装も含めてですけれども、なっているというふうなことでございまして、残り5%ほどがまだ未舗装で残っている市道に認定されている道路というふう認識しております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 5%分が、市道に認定になっていながら未整備だと。この路線については、町内とか、地元のほうから要望として上げないという計画に載らないのね。私は、市道認定になったものについては、市の執行部のほうで、これは整備計画に載せてやっていくべきではないのかなというふうな思いをしましてそのこともお尋ねをしたんですが、一問一答のようですので、改めて。そのことについての見解をお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 確かに市道として認定している道路というようなことでございますけれども、市道路線についてはかなり従前、昔から市道認定されているところと、それから市道認定の基準を策定した以降になっている部分といろいろ複数、さまざまな形態がございます。私どもとしては、いわゆる、先ほどの例にもありましたけれども、生活道路、市民生活の部分に複数の世帯が住宅として張りついていて、まだ舗装もなっていないよというふうな部分については随時施工するべきというふうなことで考えておりますけれども、そういった路線については現時点では要望をいただいている路線が主かなというふうに思っております。逆に市道として認定はしておりますけれども、実際は住宅が張りついていないというような部分も一部区間としては見受けられる部分もございまして、一概に市道だから全て舗装して管理するということに、緊急的に早急に舗装をして管理するということでない部分も一部あるのではないかとこのように思っています。

ただ、地区民、住民の皆様から要望をいただいている部分については、順次整備すべく計画的にやっていきたいというふうに考えております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 やはり、この制度もまだスタートして1年半というふうなことから、まだまださまざまな運用していく中で問題点や課題点が出てくるんだろうというふうに思いますけれども、で

も市道になったら市のほうで、執行部のほうでやっぱり整備計画をきちっと立てていくというふうにすべきだというふうに思います。そして、今課長が言ったように、だけれどもその計画の中でもまた優先順位をつけて、それはすぐにしなくても、後に回してもいいというふうなものはあるにしても、それは行政のほうの判断でもらっていいので、市道認定になっても地元からまだ要望を出さないとだめだというふうなことではなく、せっかくこの制度をつくっているわけですから、そういうふうな形でこの機会にやっぱり切りかえていくべきなのではないかなと。

できるだけ一体で、住民と行政が一緒になってしないといけないというのはわかりますけれども、できるだけ面倒くささをなくしていくというか、そういうふうなことも今は行政に求められている極めて重要な課題の一つだというふうに私は認識していますので、せっかくこの制度をつくったわけですからそのようにすべきだというふうに思いますけれども、そのことについての市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 要望活動というのは、住民の方から市に対する要望活動ということもあるわけですが、我々としても県のほうあるいは国のほうに毎年要望活動をしている、毎年同じ項目を要望している。それは、我々の強い熱意だというふうにして、毎年同じことをしているわけですね。それが実現するまでというような気持ちもありますから、そういったことが一概に無駄だというふうなことも言えないのかなというふうに思います。

既に要望した、あるいは既にある程度計画になっているところについて、できる限りそういう労を煩わせないような方法なども我々として考えているところでもありますけれども、やっぱり地元も皆さんもある程度優先順位をつけて要望するというのも必要なのかなというふうに思います。新たな課題ができたならば、それを優先して要望していくということも当然出てくるんでありましょうから、そういったことを踏まえて今後できるだけいい制度につくっていきたいというふうに考えております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今の関係は、2つの課題があるというふうに私は思うんです。

というのは、この要望については毎年しないで、きちっと出したらば、皆、点数までつけて全部する様式になっているわけです。そして、台帳で管理していくというふうなことです。それはどういうふうになったとかというのは、聞き方や何かはそうですけれども、それを同じことを毎年したって、毎年今度は……。10月にこの審査会を開くわけですがけれども、これまで3回やった。最初の年は4月、あと次からは1年ずつだから10月、10月と2回していますけれども、それは新しいやつしか審査しないわけですから、あと前のやつは載っているわけですからね。そして、もちろん状況が変わったときには、それはあるでしょうけれども、そういう意味のことをまず1つ。

それから、もう一つは認定外の道路、こういうふうな部分については要望として町内会から上げると。そして、市道にしてほしいという要望などが出て、議会に提案して議会の同意を得て市道に認定になったものについては、もうあとは住民が何というふうなものではなくて、市としてそれは整備計画を立てながらやっていくというふうに私はすべきだというふうに思うんです。そのことの2つで、先ほど申しあげたんです。

というので、課長が言うように、そこで全然うちも張りついてなくてとか、それは後回しでとか

とそういうことはあるかもしれませんが、それは行政の中で順番を判断すればいいことであって、そうでないとやっぱり市道でありながら、認定になっていながら、地元から出さないといけないというふうなことではなく、やっぱりしていくべきだと、せつかくこの制度をつくっているのという意味でございます。

それから、この制度の中では、市民への説明責任の重要性が強調されているわけです。そして、先ほどの数でもわかるように、道路の長くかかるやつは7年、6年というふうな形になるわけでありまして、この問題が解決するまでには長時間を要すると、これは一気にはできないわけですから。そういうふうなことからすれば、その台帳に管理されているものの公開というのは、どの程度までできるのか。全部できるのか、それともまたそれを分けて別建てにして公開するのか。

私は、こういうふうなものはそれぞれの地区の中で、町会の中で要望したり、あるいはこれも引き継ぎや何かをされているので、一々審査に来なくて、こういうふうなことなどはもうホームページにアップすることにおいて、それぞれの地区で今はどういうふうになっているんだというふうなことで、それぞれの町内会からの総会や何かでもきちっと対応できるのではないかなというふうに思いますので、どこまで公開できるんだかと、それからホームページなどに載せてやっていくというふうなことにより、この制度自体が透明性のあるものにするべきだというふうなものをつくられているわけですので、そのことについての見解をお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この制度は発足して間もないわけでありましてけれども、そもそもの狙いがある程度、市のいろんな施策判断について住民の皆さんからも御理解をいただく、透明性を確保していくということで、そういう目的もあってそういう制度を発足したところでありまして、今縦覧などもさせていただいて、希望する方はごらんになれるというようなことにしているわけでありまして、そういうところをぜひ充実をしていくということは必要だというふうに思っているところであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひ、その公開の部分についても、今は縦覧できるというふうなことでありますので、さらに、住民がわざわざ来なくても、町会の役員の人とか、知り得るすべというのいろいろ今はあるわけでありまして、研究をしていただきたいというふうにお願いをしておきます。

それから、3番目でありましてけれども、市当局における市政全体の総括的把握の必要性について伺いたいと思います。

議会における答弁の履行については、所管課任せにすることなく、当局として点検、把握を常にすべきだというふうに思います。したがって、こういう把握体制の必要性について見解をお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 議会の中で執行部がお答えをした事項については、当然のことながら真摯に取り組んでいくことは自明のことだというふうに思っているところでございます。そういったことから、具体的に答弁した内容について、事項については、その担当する所管の部署においても、例えば私とか行政委員会の長が答弁した内容についても所管の部署がきちっと把握をして、意図を十分に理解して、できるだけ早急に対応していくということが必要だというふうに思っておりますし、そういうことで努力をしているところでございます。

そして、答弁した内容の把握もさることながら、実施対応過程についてもできるだけ進捗状況を私あるいはそれぞれの委員会の長が把握をして、そして意図したところを十分に進んでいくように、対応をしていくように確認をしていくということも実際やらせておりますし、そういうことに今後とも努めていきたいというふうに思っているところであります。

答弁した内容が必ずしも国や県のいろんな制度の見直し、変更などということ、実際そういう答弁した内容のとおりに進まないというような事態もあるというふうにも想定されますし、現にそういうこともあるわけでありますので、そういったところについてはできるだけ状況を議会のほうにもお示しして御理解を賜るといふことが必要だといふふうに思います。

川越議員は、担当課に任せないでというふうにお話しでありましたけれども、当局というのは当然担当課も入るといふふうに御理解をいただきたいといふふうに思いますから、ぜひそこは所管する課のほうできちっと把握をして対応するということ、これを今後も徹底させていきたいといふふうに考えております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 私の質問の仕方が悪かったのかでありますけれども、もちろん仕事というのはそれぞれの担当部署があってそこでやっているわけでありましてけれども、往々にしてなかなか忙しい、難しいやつとなると積み残しになっている嫌いがあります。

やっぱり、その時点その時点でびちびちと物事を処理していくといふとそれほど大変でなく解決するやつも、時間がたつといふとなかなか、同じ対応をするにしても困難になっているという事例がこの間ずっとあったので、あえて具体的なものは申しあげませんが、そういうふうな部分では、仕事はもちろんその担当であるのが基本です。しかし、全体を見渡して、あそこはどうなっているんだといふふうなことをしながらやっていく体制を佐藤市長のもとにつくっていただきたいということをお願いしていますので、ぜひそのようにやっていただきたいと思います。

次に、入札制度の改善について伺います。

入札制度の改善については、昨年12月議会に2名の同僚議員が質問をしています。9月議会で、私は市庁舎の耐震改修免震工事をめぐる入札と、その結果に伴う不落随契に関する問題点を指摘し、改善を求めました。また、同じ9月議会の中の議第66号、公共下水道の工事請負契約の締結についての審査の過程でも入札制度の改善を求める意見が出されています。そこで、お伺いいたします。

今、当局は入札制度の改善に向け取り組まれているわけでありましたが、9月議会での指摘を受け、何をどのように改善されるのかお伺いをいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 9月議会で御答弁申しあげまして2カ月ということでございますけれども、今検討している項目について申し上げますと、1つは入札の参加者が1名の場合、または入札の事態により1名となった場合の入札執行の件について、また入札執行の結果、不落となった場合のいわゆる不落随契のあり方について、さらには入札公告書、入札説明書の統一性について、また指名審査会の透明性などについて検討しているところでございます。

例えば、入札公告書や入札説明書の統一性ということをお願いしましたが、今後できるだけ要綱あるいは要領などに追記をする、追加して記載するということなどにより統一性を図っていくことなどや、また指名審査会の透明性については、審査会は非公開としているわけでありましてけれども、

公開できるものについては公開してはどうか、などについてもいろいろさまざま検討しているところだというふうに思っているところでもあります。

現在、その制度改善に向けて検討中、鋭意検討しているところでもありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、市長から見直しをとるか、改善に向けて検討している課題について報告がありました。この部分については、9月議会の中で具体的に私が問題点を指摘しながらやっているわけですので、今出された項目、中身については触れられていない部分もありますけれども、ぜひ9月議会で指摘をした中身を十分受けとめていただけて対応をしていただきたいというふうに思います。

それで、その部分とはまた別に9月議会での議第66号の関係で入札執行者と入札に参加をし落札をする業者との関係、これは親族の問題ね。これは、法的に何ら問題ないわけでもありますけれども、議会の中では委員会審査の際もそれは見直しをしていただきたいという意見を上げているわけでもありますけれども、この関係についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 その件に関しましては、先ほど川越議員のほうからもお話しありましたけれども、基本的に法的には問題がないものというふうに理解しているところでもありますので、御理解を賜りたい。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 確かに、法的には問題はありません。しかし、この前もあったわけでありまして、時々あるんですが不落随契があります、不落随契。そうしたときに、中身をするわけですね、かわるわけですね。したがって、透明性を担保する上では極めて不自然なんです。問題だというふうに私は思います、私は。全く機械的に事務的になりません、不落随契の場合の中身の議論。この前の庁舎の問題でいえば、8,000万円の問題をどうするかというふうなことにかわるわけでありまして、それがこの随契に加わる人と、入札執行者と親戚親族関係にあるというふうなことで、法的には問題ありませんが、これは避けるべきだというふうに思います。

この前の昨年12月議会で、ここで入札制度について質問が同僚議員からありました。その中の一つに、指名審査会の結果について市長の決裁が必要なんですかというふうな問いがあったんですが、それについては答弁がありませんでした。したがって、今、寒河江市では市長はそこに入らないで、外れて、副市長がやっていると。去年の12月議会でもよその自治体でやった不祥事のことも例に出しながら質問されておったわけですが、それはもちろん首長がやっても法的には問題ありません。しかし、さまざまな問題を避けるためにトップが執行者にならないで、副市長なりがしているということでもあります。

そして、寒河江でもいろんな入札の中で金額があつて部署が決まるわけでもありますけれども、金額が少ないところでも不落随契が結構あります、財政課に行つて見させていただきますというね。そうしたときに、その執行者と、例えば課長がやる場合もあります。そうしたとき、その人と親戚関係の人と不落随契をやるというふうになったら、さまざまこれまた問題があるというふうに思いますので、この辺についてはぜひ、法律的には何ら制約もありませんけれども、研究をしていただ

きたいというふうに申しあげておきます。そのことについての見解だけ、お聞かせをいただきたいと思えます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 川越議員の御質問の内容は、十分我々としても受けとめさせていただきたいというふうに思えます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 やはり、結構大きい金額の入札も、これからもまた予定されているわけです。例えば、これは直接こっちではなくて行政委員会のほうになるのかなと思えますけれども、屋内運動場の問題だって年明けになれば入札が出てくるわけでありまして、これは入札制度としてやっぱりそういうふうなことを、今、市長が言われたような形で受けとめていただいて、より透明性のある形をつくり上げていただきたいというふうに思えます。

それから、入札に付された公告や説明書に基づいて請負契約を締結し、それに基づき事業が履行されるわけでありまして、そこで市庁舎の耐震改修工事について改めてお伺いをしたいと思います。

今、工事に伴う掘削作業も順調に進み、1階の床も壊され、庁舎の基礎部分が見える状況になってきました。それを見た市民の方々や職員の皆さんから、心配や不安の声が寄せられています。それは、耐震改修免震工事をやれば、その後大丈夫だというふうなことの説明を受けています。ところが、工事期間中に地震があった場合どうなるんだという率直な心配なんです。

当初の計画では、建物の外から掘削するのを、1階の床を壊しての掘削に変更になったことで、工事期間中は建物の耐震力が6年前の耐震診断時よりもさらに低下しているのではないかと。周りを掘られているし、1階の床も壊されているのでね、というふうなことの心配です。

したがって、実態はどうか伺いたしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、庁舎の工事をしているわけですが、工事中における耐震力の低下はどうかということでもありますけれども、御案内のとおりこの建物の基礎的な形というのは、4隅のコアとそれを結ぶ高さ4メートルの基礎ばりが囲いの字の中に配置されているんですね。そこが一番強いところ。この部分の強度が、この工事中に発生した場合の耐震抵抗要素になる。専門的な表現であります。要するに、そこが一番重要だというわけですね、地震があった場合に。

ところが、そこについては今回の工事では、そのはりについては工事完了、完成間際までその状態を保つということでもあります。その間、周りの免震装置を配置する。周りの免震装置が配置になってから、最後に、基礎ばりというんだそうですけれども、基礎ばりを水平に切断して免震装置の設置をすることでありますので、工事期間中においてもその耐震力の低下というものは無いというふうに認識をしているところでございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 私ども、専門家でないからなかなかわからないんですけれども、今回の耐震工事は建物本体を直接補強する方法ではないわけですね、建物自体を。今回の免震改修工事によってどの程度の地震に耐えられるのか、明確な説明がありません。

2008年5月1日付の新聞報道では、同年3月に出された黒川紀章建築都市設計事務所での、あと

もう一者の構造を計算する会社との診断結果、震度6強で崩壊の可能性があるというふうに報道されました。そして、ことしの8月1日付地元紙によると、耐震工事によって震度7の地震でも耐えられるというふうな報道になっています。ところが、村山盆地断層帯で想定される地震の規模は、マグニチュード7.3から7.8というふうに想定されているわけです。さらに、市当局は阪神淡路大震災の震度7程度には耐えられるが、建物のI s 値とI s o 値の関係で判断されるというふうなことも言われています。基準がまちまちなんですね。マグニチュード7.3から7.8と震度7の関係が、なかなか私らは理解できません。できないんですね。

そこで、今回の耐震工事について、設計者から直接説明を受けている市の施設整備指導専門員、この方の説明の機会を求めたいと思うんです。そして、議会などについても、議員についてもきちっと、そういうような専門家が市の中にいるわけでありますから、その設計業者からきちっと説明も受けているわけですから、その人から、課長らから聞いても私もわからない、何だかかんだかわからない、今の市長の説明でも私わかりません。したがって、こういうふうなことをしていただきたいというふうに思うわけであります。

そして、阪神淡路大震災規模の地震では大丈夫だと。この前の財政課長は、震度7というふうな表現もされました。しかし、阪神淡路大震災のときのマグニチュードは7.2だそうです、7.2。それよりもはるかに高い7.3なり7.8、これは山形盆地断層帯の北と南が一緒になった場合には7.8、単独で北と南がそれぞれ起きた場合にはそれぞれ7.3という、これは県でして、そしてこれに基づいて寒河江市でも地域防災計画や何かをつくらんなねぐなっておるんですけども、地域防災計画の中にはその部分がありません。ただ、建設管理課でつくっているこの住宅のほうの関係については、そのとおり7.3なり7.8を予想のマグニチュードでされているわけでありますけれども、これ、大丈夫でなくて、大丈夫だと言っていますけれども、もう想定されている数字ではもう危ないというふうな状況がありますので、この辺についての見解も含めて御回答をお願いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 基本的なので誤解のないようにしていただきたいと思いますが、マグニチュードというのは地震の大きさを示す指標であります。震度は、ある地点での地震の揺れの大きさを示す指標でありますから、全く違うものであります。

今回の免震工事というのは、地面が揺れても建物の揺れが少なくなるという工事であります。そういう意味で、震度7でも耐えられるというふうに工事を進めていただいているというところがあります。

先ほど、専門員の説明をどうかということではありますが、議会の総意ということであればそこは検討してまいりたいというふうに考えております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 県を出しているやつにも市のやつにもあるんですけども、阪神淡路大震災のマグニチュードが7.2。そして、今、寒河江など山形県で想定される、県でこれに基づいて対策を講じなさいというやつが7.3なり7.8なんです。したがって、阪神淡路大震災のやつがマグニチュード7.2よりも、今想定されているのは7.3なり8ですので、これで大丈夫なのかということをお尋ねしているんですが、時間のようですのでまた改めてお尋ねをしたいと思います。

どうもありがとうございました。

内藤 明議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号19番、20番について、15番内藤 明議員。

○内藤 明議員 最後の一般質問ということですが、最後でよろしくお願いをしたいというふうに思います。

最初に通告番号19番でしたか、次期市長選挙に臨む具体的なマニフェストについてということでお尋ねをしたいと思います。

12月16日に市長選挙の告示を迎えるわけですが、佐藤市長は9月定例会において次期の市長選挙に立候補の決意を表明されました。その中で、新第5次振興計画を実施に移す考え方やまたその後の後援者の集まり等で子育て推進や高齢化に対する施策の重要性などを訴えられてきたというふうに私は認識をしております。

その中に、また新たなステップアップを目指すというふうにされておりますが、私がかねてから選挙への立候補に当たっては、いかなる選挙でも行政の目指すべき施策を具体的にまとめた、つまりマニフェスト等をもって住民に明らかにするべきだというふうに思っているところでありまして、市長も恐らく告示日までの間でそれを準備されるというふうに思いますけれども、念のため市長の見解を伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私は、4年前の市長選挙におきまして「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」という基本目標を掲げまして当選させていただいて、市民が主役、それから市民主体による市政運営ということを強く進めてきたところでございます。その選挙の際に、いわゆる公約というものも掲げ、お約束をして、それぞれの項目についてその年、年に進捗などを点検しながら、着実に進めていくように努めてきたところでございます。

また、地域座談会の開催でありますとか市民アンケート、それからパブリックコメント、さらには審査会委員の公募制の導入、ワークショップ、それから市民100人評価委員会の開催、それから市長への手紙などということで幅広く市民の皆さんの声をお聞きして、それを市政に反映させるという取り組みを進めてきたところであります。

私から改めて申しあげるまでもないわけですが、公約というのは市民の皆さんに対して当選後に実施する施策、事業などについて事前にお示しをして、それを約束しようとするものでございます。市民の皆さんは、その公約を見て今後4年間の負託について判断いただくというところであります。そういった意味では、選挙には不可欠なものであるというふうに認識しております。

12月の市長選挙におきましても、これまでいただきました多くの市民の皆さんなどの御意見を踏まえて、またこれまでの4年間の市政運営を十分検証しながら、課題の整理をして、今後4年間になすべきことをまとめて、市民の皆さんの期待に応える公約というものをお示ししていく必要があるというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ありがとうございます。

心配は御無用というふうなことだったというふうに思いますが、最近の県内の首長を見ますと、さきの飯豊町の町長選挙、それから天童市の市長選挙、一昨日でしたか、朝日町の町長選挙等

は無競争でありましたので、そうしたところはどのようなふうな対応をなされたか私も深くはわかりませんが、本市でももしかしたら無競争の様相を呈しているというふうなお話もありますので、そうした選挙あるなしにかかわらず、無競争であるなしにかかわらず、やっぱりそうした市民の要望を受けたものについてきちっと受けとめていただいて、仮に無競争であっても市長に限ってハードルを低くするなんていうことはないというふうに思いますが、ぜひ御自身の4年間の宿題とっては何ですが、そうしたものにしていただきたいなというふうにお願いをしたいというふうに思います。

それから、続きまして2番目の兵庫県小野市の入札制度改善における成果についてお尋ねをいたします。

少し風邪を引いているので、お聞きにくい点があったら申しわけないと思いますが、さきに総務文教常任委員会の行政視察で行ってきたわけでありましたが、兵庫県の小野市では入札制度改善等によって12年間で年間市税の約3倍に当たる約195億円の経費を節減したというふうに言っております。本市とももちろん人口規模や財政規模は違いますけれども、市長はこうしたほかの自治体の実践についてどのように思われるか、率直な御見解をお尋ねしたいというふうに思います。

あわせて、昨年度、23年度の本市における農林・土木、建築等の指名審査会に係る事業で、業務委託は100万円を超えるもの、それから工事については250万円を超えるものについて、それぞれの平均落札率を伺いたいと思います。

さらに、入札を行った事業の……。

○高橋勝文議長 内藤議員、一問一答でありますので。

○内藤 明議員 ああ、これは関連するので……。まあ、いいですか、じゃあ。

○高橋勝文議長 佐藤市長。最初のやつです。

○佐藤洋樹市長 兵庫県の小野市というところでありまして。ちょっと行ったことがないのでよくあれですけども、お聞きをしますと12年間で入札制度の改善によって年間市税の3倍に当たる195億円の経費を節減したということでありまして。

小野市というのは、行政規模でいえば人口は5万人程度、世帯数は約1万9,000世帯、財政規模は平成24年度で200億円程度ということでありまして。そのうち、普通建設事業が19億円程度ということでありまして、寒河江市と比較しますと若干規模が大きいと、人口も世帯数も予算規模も、とこういうことでありまして。

どのようなふうにお考えかということでありまして、寒河江市におきましてもいろんな行財政改革に取り組んでいるところでありまして、小野市と同様なことで実施をしている項目も多々あるわけでありまして、12年間の間でいろいろな行政改革、あるいは入札制度の改善に努めて120億円強の不用額を出しているということについては率直に評価をしなければならないというふうに思いますし、見習うべきところは大きいに見習っていかなければならないというふうに思っているところでありまして。

今後とも入札制度については、公平性、透明性、競争性が発揮できるような制度の改善に努めてまいりたいというふうに考えているところでありまして。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 それで、前後しますけれども、昨年度の本市における農林・土木、それから建築等

の指名審査会に係る事業で業務委託は100万円以上、それから工事については250万円以上を超えるものについてそれぞれの平均落札率をお伺いいたします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 昨年度の平均落札率でありますけれども、農林・土木等では建設工事が95.2%、業務委託が73.1%で、建築等につきましては建設工事が97.5%、業務委託が89.4%となっております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 次に、入札を行った事業の設計額の総額と、それから落札による不用額を教えてくださいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 建設工事では、設計額12億6,719万7,000円に対して落札額は11億9,104万2,000円で、不用額が7,615万5,000円であります。業務委託では、設計額が1億2,911万円に対して落札額は1億1,032万6,000円、不用額は1,878万4,000円となっているところであります。不用額全体で、合わせて9,493万9,000円となっているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ありがとうございます。

それぞれ、昨年度についてお尋ねをしたわけでありまして、小野市のこの経費節減と本市のやつを単純に比較するわけにはいきませんが、いかないと思うんですが、余りにも小野市の場合額が大きいものですから、やっぱり私たち議員としては比較せざるを得なくなると思っております。

例えば、本市の昨年度の23年度の決算ベースで換算しますと、市税は50億1,000万円のようにありますから3年後で150億3,000万円ぐらいの経費を12年間の中で節減したというふうになるわけがあります。財政規模も先ほど市長が言われましたので、人口規模や財政規模を言われましたのでさほど、さほどと言ったら失礼ですが、若干違ふと、人口規模や財政規模がですね。でありますけれども、それでその説明なされた副市長によりまして、落札率は70%から75%、それから土木事業に関しては65%から67%というふうなことだということに言っております。そして、談合はありませんと断言をしておりました。つまり、最低制限価格はどうかと思って聞いたんですが、そうしたらこういうふうに言っていますね。最低制限価格は上げたけれども、落札価格は下げどまらないとこういうふうな説明をなさっておりましたね。ですから、つまりこの競争原理が相当働いているというふうに私は受けとめてきたわけでありまして、そして予定価格についても事前公表ではなくて事後の公表だと。しかも、一般競争入札ではなくて指名競争入札だということのお話でありました。

例えば、他の自治体の業者もその指名に入れているんですかとお聞きしましたら、ほとんどが市内の業者ですと。中には、数によっては他の自治体の業者も入れていますというようなお話でありましたけれども、それで他の自治体の業者は小野市の入札に臨むと10%ぐらい低くなると、こういうふうにご話しておったというような話がありました。

それで、どういうふうになっているんだろうというふうに思いましたら、この業者の各課への挨拶回りや名刺配りは廃止だそうであります。それから、部屋に立ち入りも禁止で、業者は仕事の打ち合わせ以外では役所には入れないということでありました。そういうことが功を奏しているのかど

うか私はよくわかりませんが、こうしたやり方について市長はどういうふうに思われますか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、初めて内藤議員からそういうお話を伺いましたので即座にお答えはできないんですけれども、いろいろ先ほど申しましたけれども、年間20億円の普通建設事業を市で、10年間で百二十数億円という1年間に12億円の不用額を出すということが、果たしてどういうふうになれば実現が可能なのかというようなところは、やっぱりいろいろ研究してみなければいけないというふうに思いますが、内藤議員は実際に行ってこられたわけですから、そこら辺のところを十分お聞きになってきたのではないかというふうに思いますので、逆にそういったところで感じているところを披瀝していただければというふうに思います。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 大変ありがとうございます。

市長、私だけが行ったのではないんですよ。総務文教常任委員会の委員がみんな行ったので、みんなこのことは聞いておるはずであります。

逆に、市長からはどういうことでやったんだかを知りたいというふうな話がありましたので、その小野市の副市長さんが申されたことを今からお話しをさせていただきたいと思うんですが、つまり業種間の競争原理を働かせるにはどうしたらいいんだろうかというふうなことについては、市長選挙で建設業者が入ったら入札率は高くなるというふうに断言されましたね。多分、一段と声を高くしてその部分は言われたというふうに私は記憶しているんですが、そうしたところが非常に印象的に残っております。それを聞いたときに、私も目からうろこが落ちたような気持ちでした、正直。ずっとこの間、私も入札問題についてはいろんな定義をしながら行ってきたわけですが、つまり一般競争入札でもない、あるいは事前の予定価格を公表するなんていうようなこともしていない。つまり、どういうことを示唆したかといいますと、そうした小手先ではだめなんだというふうなことを多分言いたかったのではないかなというふうに思っております。

市長選挙も近づいておりますけれども、先ほどお話しした副市長さんが……。〔「何をおっしゃりたいの」の声あり〕え、何をおっしゃりたいの。今から言いますので。

そういうふうな話がありました。そのことについて、市長はどういうふうに思われるかお尋ねをしたい。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 その首長さんの個人的な姿勢ということだけで行政改革が進んでいくということになれば、首長さんがかわればそういう制度改革ができないというようなことであっても困るわけがありますので、やっぱり入札制度そのものを制度として透明性の高い、あるいは公平性をより求めていくという制度として改善をしていくということが、行政として必要だというふうに理解しております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 いろんな今後の問題もありますのでこれ以上申しあげませんが、ぜひこうしたところについても頭の隅に置いていただきたいというふうに思いますし、当然公平性を求める上でのこの入札制度の検討というのは、いろんな意味で研究し尽くさなければならないというふうに思いますけれども、そういうところの一考にぜひしていただきたいというふうに申しあげておきた

いというふうに思います。

それから、次に市立病院の改革についてお伺いをしたいというふうに思います。

寒河江市立病院は、去る3月に地域医療の目指すべき方向と具体的な取り組みをまとめたアクションプランの策定をされましたが、その主な内容は内科、外科、整形外科を中心とした初期診療の充実を挙げて、急性期医療を終えた後に入院が必要な患者を受けするための療養病床を整備するとしております。また、入院患者の在宅復帰を促すためにリハビリ部門を強化し、開業医などの診療所や訪問看護ステーションなどと連携して、在宅医療を支援していくことというようにしております。さらに、休日夜間の診療体制について地区の医師会、自治体、関係病院と連携して設置を検討するなどというふうになっております。

ところで、このアクションプランの基本的な方向性については、新第5次振興計画にかかわるアンケートの集計結果の多回答項目に基づき設定をされておりますけれども、総務省の公立病院改革ガイドラインの経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しという3点の視点を踏まえたものであるというふうに思います。市立病院の経営は厳しい現況下にありますけれども、地域における公的な医療機関として採算性だけを優先させることはできませんし、現行の医療制度のもとで一般会計よりの一定の持ち出しは、私はいたし方のないことだというふうに考えております。

そこで、市民の要望を踏まえて市立病院のアクションプランと病院経営という視点で何点かお尋ねをいたしたいと思います。1つは市民には市立病院にはよい医師に来てほしいという願いがあります。高度な医療機器のある総合病院や専門病院などを希望する医師が多い中で、療養病床の導入によってそうした医師の確保がより一層困難になると思われますけれども、市長の御見解はいかがでしょうか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今回の療養病床の導入については、御案内かと思っておりますけれども、県から設置をしていただきました「西村山地域の医療体制を考える懇談会」というものの中で「西村山地域医療提供体制将来ビジョン」というものを策定していただいて、その中でそれに基づいて市立病院アクションプランというものをつくって、それに取り組んでいる一環であります。

その内容についても、県さらには山大的医学部附属病院長、そして医学部の教授、そして県立中央病院長などのそれぞれの医療機関の代表の方にも参画をしていただいているわけでありまして。そういった方々の意見を踏まえた計画になっているということでありまして。御案内のとおり、この療養病床の転換については、全体125床のうち31床、4分の1でございます。残りの94床については、現行の急性期医療を継続していくということでありまして、急性期医療から慢性期医療まで幅広い診療体制を整備するということを考えているところであります。

医師確保については、確かに御指摘のとおり私どももこの体制に合った有能な医者の方々に取り組んでいただきたいという思いを強く持っているところでありますので、この懇談会、ビジョンづくりに御理解をさせていただいております。また、山大的医学部などに対して常勤医師の確保要請、さらには県や県医師会のドクターバンクに対しても要請などもさらに一層強力にお願いをして、優秀な医師の確保に努めていくというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 医師の確保という点でお尋ねしましたが、昨日の毎日新聞にも報じられております

けれども、今の国の診療報酬の改定は、病院に勝ち組と負け組をつくったとこういうふうに言っております。医師の数をふやすだけでなく、配属について何らかの行政が働く仕組みが必要だということにも言っておられます。現況を考えた場合に、やっぱりその改善を求めていかないとなかなか困難なのではないかなとこういうふうに思っております。

市長も答弁の中で言われましたけれども、今の公立病院の健全性の確保というふうなことを考えますと、医療体制の整備では何としても医師の確保ができるかできないかに係る部分が非常に大きいというふうに言われております。答弁のように、地方の病院では大学病院などからの派遣医師に頼らざるを得ないような状況下にあるわけでありますから、この派遣元であるこの医師不足が解消しない限り、この当病院等におけるような医師不足の体制というのはなかなか解消できないのではないかなというふうに思います。

ですから、やっぱり私はそういう意味で現行の医療制度を変えるような市長としての取り組みをぜひ考えていただきたいなというふうに思いますけれども、市長はいかがお考えですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいまお答えを申しあげたとおりでありますけれども、内藤議員の要望なども十分踏まえて、今後優良な病院経営に当たっていきたいというふうに思います。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 それから、病院の件で2つ目をお尋ねしたいと思います。病院のはやり廃りは医者の評判ということをよく耳にするわけでありますけれども、当市立病院が療養病床を導入し療養型の病院というふうなイメージが定着すると医師の確保の困難さということと相まって、一方の一般病床の入院患者がさらに減少するのではないかという専門的な見方をする方がおられますけれども、そうしたことについてはどういうふうにお考えですか。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 そういう見方をする方がいらっしゃるのかどうかあれですけれども、この療養病床を導入するということによって、現在の一般病床に入院している高齢の長期入院患者とそれ以外の急性期患者との入院病棟を区分するということになるわけで、混在が解消されるということになるのかと思います。そういう意味では、入院環境の改善が図られるということになるんだというふうに思いますので、患者さんの病態に応じた適切な診療を行うことが可能となるというふうに考えているところでございます。

そういう見方もあるわけでありますけれども、療養病床の導入でうまくいっている事例というのは、そういう遠いところではなくて、県内でも公立高島病院が平成19年の11月に、あそこは全病棟130床だそうですが、うち41床を療養病床に転換をしたということであります。平成20年の実績では、一般病床の稼働率が91%、療養病床稼働率が81%に改善をしているということでありますので、我々もそういった高島病院の経営などについても十分参考にしながら、この療養病床の導入に努めていきたいというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 前にも申しあげたかもわかりませんが、今、高島病院の話もございました。私どもも、昨年東京で行われました全国自治体病院経営都市議会協議会の第7回の地域医療政策セミナーということで、この講演を聞いたわけでありますが、その講演をなさった方が、前にも申しあげ

たかもしれませんが、秋田県横手市の市立大森病院の院長をなさっている小野 剛さんという方なんですね。きのうのこの毎日新聞にも出ておりましたが、そこでも療養病床もなさっております。市長は、公立高島病院の成功例を申されました。非常にこの大森病院なんかも努力なさっているというふうに話を聞いて、私も認識をしたわけでありましてけれども、いろんなことをやられていますね。

例えば、参考になればというふうなことで申しあげますけれども、この横手市には、この大森病院というのは平成17年に1市7町が合併してなったんだそうでありましてけれども、そして横手市というふうになったんだそうですが、新市になってこの二次の医療圏に市立病院が横手市立病院と大森病院の2つなんですね。それから、586床ある厚生連の平鹿というのかな、総合病院とのこの3つがあるんだそうでありましてけれども、そしてこの大森病院が平成20年に自治体優良病院総務大臣表彰というのを受賞なされているんですね。どんなことをやっているかというのがざっといっぱいあるんですが、例えば大学病院からの研修医の受け入れであるとか、電子カルテシステムの導入であるとか、大学附属病院との遠隔医療、それから診療情報共有化システム、人間ドック、健康センターの運用、それから夕暮れ診療、女性専用外来、訪問診療、訪問介護、訪問リハビリテーション、IT化による在宅健康管理システムの運用、電子カルテオーダーリングシステム、それから秋田大学とのテレビカンファレンス、それから遠隔診断診療などのほか、経費の削減等の取り組みとして給食や清掃部門の業務委託、そして後発薬品の導入、それからフィルムレス化、ライトダウンキャンペーンの参加、それからクールビズ、ウオームビズの推進、それから緑のカーテンとか、省エネ製品の選択などいろんな形で実践をされております。

それが、経営状況については平成13年度から22年度の成果でありますけれども、医業収入についてもずっと右肩上がり、それから総収益も右肩上がりというふうになっていました。

しかし、ぜひこうしたことも参考に入れて市立病院の改革ということで取り組みをいただきたいなというふうに思うんですが、反面、私、心配がないわけでもありません。というのは、そうしたことをやることによって、医師の確保がますます困難になってしまうのではないのかなというふうな心配があります。そんなに大変なところだったらやめたほうがいいのではないかなんていうことをされると困るなというふうに思いますけれども、結構大変なことをやれておるわけでありましてけれども、御参考までに申しあげましたので、ぜひそうしたことについても参考にしていきたいというふうに思います。

それから、3番目に1月から前倒しで療養病床を導入しようというふうにしているわけですが、これは当然経営形態の見直しや市民の医療に対してのニーズもあってこのようなことをなさるというふうに思いますけれども、それによって医業収益にどのぐらい増収があるというふうにお見込みになっているのかお伺いをしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今回の病院事業会計補正予算書の業務予定量にも記載しているところでありますけれども、療養病床の1日当たりの入院患者数を28人で稼働率を90%と見込んでおります。平均入院単価を1日1万6,000円と見込むわけでありまして、1年間では延べ入院患者数が約1万人というふうに考えますので、収支予測としては収入の診療報酬の約1億6,000万円というふうに見込んでおるところでございます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 次に、在宅医療についてお尋ねをしたいというふうに思いますが、入院から在宅へというふうな円滑な移行を進める上で、私は在宅医療支援診療所のような形のものが必要ではないのかなというふうに考えております。しかし、今、現況のこの在宅医療をなされている民間の診療所、医院というのが市内には少ない現況がありまして、寒河江市立病院がIT化などを進めながら在宅医療についても主体的に担っていくべきではないのかなというふうに考えておりますが、市長の御見解を伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市立病院のIT化ということについては、平成13年度から院内の診療のオーダーリングシステムを導入しているわけでありまして、また、20年度からはMRI、CT、一般撮影、内視鏡の画像診断システムを導入しているということでありまして、電子カルテとか遠隔診療システムというところは、今後の課題だというふうに考えているところでございます。

在宅診療については、現在、御案内のとおり一時診療として在宅医療診療所の指定を受けた開業医の先生方と寒河江西村山郡訪問看護ステーションのスタッフの方々が主体的に在宅患者の診療に当たっているわけでありまして、そういった意味で、市立病院は二次診療として在宅患者の急変時の入院診療に対応しているというふうに考えているところでございます。

こうした件については、アクションプランに在宅診療支援と地域医療、地域の連携構築の取り組みというものを掲げているところでありますけれども、今年度県から在宅医療推進モデル事業の採択を受けております。ことし8月から行政、それから西村山郡の医師会、それから市の医師会、それから市の歯科医師会、市立病院が参画をして市在宅医療推進協議会設立準備委員会というものの設置をして、在宅医療の支援などの協議をするための取り組みを進めているところでございます。

今後、在宅医療推進協議会の設立に向けて取り組んでいくということにしているところであります。

具体的な在宅医療の取り組みということになりますと、この協議会が発足してからというふうになります。できるだけ市民のニーズに応えられるように対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 私は、市民が安心してかかられる医療のシステムづくりということで、今後の市立病院の経営のあり方なども考えながら、このIT化を進めながら、やっぱり大森病院のように主体的にかかわりを持たないと病院経営もなかなか容易ではないのではないのかなと、こういうふうな思いがありましてそうしたお尋ねをしたわけでありましてけれども、市長は協議会を立ち上げてというようなことではありましたが、経営の面からすると私はやっぱり、くどいようですが市立病院にそういうふうなものを置くほうがいいのではないのかなと、主体的にかかわるほうがいいのではないかなというように思いますけれども、改めてそうした御見解を伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市立病院が在宅の関係を主体的に担うべきではないのかというふうでありますけれども、医師の数なども勘案しますとやっぱり開業医院といえますか、市内の診療所の先生方にも十分協力をしていただいて連携をしていただかなければ、その在宅医療の充実というものは図っていかれないというふうに思いますし、市の医師会、西郡の医師会の先生方についてもその協議会の準

備会の中では大変御理解をいただいているところでもありますので、そういった外部のマンパワーの先生方の協力を得ながら進めていくというのがよりベターなのかというふうに考えているところでもあります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 くどくは申しあげませんが、IT化を進めるというふうなことは論をまたないというふうに思いますので、ぜひその件は先に進めていただくようお願いをしたいというふうに思います。

それで、最後に市民から最も要望の多い休日夜間の初期救急診療所の設置について、アクションプランの中では設置を検討するというようなことになっておるわけですが、このことについては市民の要望が、先ほど申しましたとおり非常に多い状況にあります。中でも、小児科の設置が根強く要望があるわけでもありますけれども、この診療科目の中でこの夜間の小児科などというものは不採算部門の最たるものというふうに思われますけれども、そうした市民要望についての設置について市長はどういうふうにお考えを持たれているのか伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 休日夜間の救急診療所、特に小児科の設置ということではありますが、先ほど御質問で不採算の最たるものなんだということではありますが、不採算というよりも医師の数が少ないというのが、基本的になかなか可能性としては難しい要素の一つになっているのは事実であります。小児科の設置のみならず、休日夜間の救急診療所の設置については大変市民の皆さんのニーズも高いということでもありますので、これはぜひとも実現を図っていききたいということでもあります。

もちろん、市立病院のみならず、これも市内の診療所の先生方の御協力というものをいただかなければ定点化というものについては達成できないというふうに思いますので、この辺のところは先ほど申しあげた協議会を設置した中で具体的にその対策を進めていけるように対応してまいりたいというふうに思いますし、また小児科についてはその可能性についていろいろ協議会の中で検討していただきたいなというふうに考えております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 設置を検討するというようなことの域を出なかったわけではありますが、検討は検討としてよろしいんですが、現況は市長もおわかりだというふうに思いますね。今の夜間の小児科等は天童市立病院に行ったり、あるいは山形市の夜間診療所あるいは山形市のほかの病院等で当直に当たる小児科の医師のいるところに市民は、そうしたところに緊急時には探して行くのが現況だろうというふうに思います。ですから、そういう意味ではもうできるだけ近くで、しかも市立というふうな名がつくわけですから、やっぱり何でもかんでも市立病院ですするというふうなことはどうなのかということもお考えの中にあるかもしれませんが、やっぱり主体的にかかわらないと、協議会というふうに申されましてもなかなかうまく事が運ばないのではないのかなというふうな懸念がありますので、市からそうした協議会に臨まれるときには主体的にかかわれるようなことをぜひお願いしたいというふうに思っております。

以上で、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

散 会 午後2時28分

- 高橋勝文議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。
本日はこれにて散会といたします。
御苦労さまでした。